契約書(案)

島根県(以下「発注者」という。)と〇〇〇〇(以下「受注者」という。)とは、 島根県警察情報ネットワーク(SPWAN)回線利用について、次のとおり契約を 締結する。

(契約の要項)

- 第1条 この契約の要項は、次のとおりとする。
 - (1) 件名

島根県警察情報ネットワーク (SPWAN) 回線利用契約

(2) 仕様

別紙1「島根県警察情報ネットワーク (SPWAN) 回線仕様書」(以下「仕様書」という。) のとおり

- (3) 契約期間
 - ア 回線利用期間

令和8年3月1日から令和14年2月29日まで

イ 初期導入期間

契約締結日から令和8年2月27日まで

(4) 回線設置場所

島根県警察本部及び警察署等42か所(別紙3「島根県警察情報ネットワーク 帯域一覧表」のとおり)

- (5) 契約保証金
 - (A) 受注者が発注者に納付すべき契約保証金は、免除する。
 - (B) 受注者が発注者に納付すべき契約保証金は、金 円とする。

(初期導入経費)

- **第2条** この契約における回線利用の初期導入経費は金○○○○○円(うち消費 税及び地方消費税の額○○○○円)とする。
 - ※ ただし、初期導入経費がかからない場合は削除。

(初期導入完了報告書)

- 第3条 受注者は、初期導入業務の完了後10日以内に別添「初期導入完了報告書(別記様式)」(以下「完了報告書」という。)を発注者に提出しなければならない。 (検査)
- **第4条** 発注者は、前条の完了報告書を受理した日から10日以内に検査を行わなければならない。
- 2 受注者は、前項の検査に合格しない場合において、補正を命じられたときは、 遅滞なく当該補正を行い、再検査を受けなければならない。
- 3 前項の場合においては、前条及び第1項の規定を準用する。 (初期導入経費の支払)
- 第5条 発注者は、前条の検査を終了した後、受注者から適法な支払請求書を受理 したときは、その日から30日以内に初期導入経費を支払わなければならない。
 - ※ ただし、初期導入経費がかからない場合は削除。

(回線利用料金)

- **第6条** この契約における回線利用料金は金○○○○○円(うち消費税及び地方消費税の額○○○○円)とし、月々の支払額は、別表「分割支払表」のとおりとする。
- 2 前項の契約金額の各年度における支払額は次のとおりとする。

令和7年度分 金 円(うち消費税及び地方消費税の額 円) 令和8年度分 金 円(うち消費税及び地方消費税の額 円) 令和9年度分 金 円(うち消費税及び地方消費税の額 円) 令和10年度分 金 円(うち消費税及び地方消費税の額 円) 令和11年度分 金 円(うち消費税及び地方消費税の額 円) 令和12年度分 金 円(うち消費税及び地方消費税の額 円) 円(うち消費税及び地方消費税の額 令和13年度分 金 円)

(回線利用料金の支払)

- 第7条 受注者は、月ごとに前月分の回線利用料金を発注者に請求するものとする。
- 2 発注者は、前項により、受注者から適法な支払請求書を受理したときは、その日から30日以内に代金を支払わなければならない。

(遅延賠償金)

- 第8条 受注者は、正当な理由によらないで契約期間満了日までに初期導入業務を 完了しないときは、契約期間満了日の翌日から初期導入業務を完了する日までの 日数に応じ、初期導入業務未済部分に相当する金額に対し年2.5パーセント(政 府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の 規定に基づき定められる政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率が改正された 場合は、当該改正された後の率。次項及び第3項において同じ。)を乗じて計算 した遅延賠償金を発注者に支払わなければならない。
- 2 発注者は、正当な理由によらないで前条に規定する期間(以下「約定期間」という。)内に契約金額を支払わなかった場合は、約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、未支払金額に対し年2.5パーセントを乗じて計算した遅延利息を受注者に支払わなければならない。
- 3 発注者が第4条第1項に規定する期間内に検査をしない場合において、当該期間満了の日の翌日から検査をした日までの期間(以下「遅延期間」という。)の日数が約定期間の日数に満たないときは、約定期間の日数から遅延期間の日数を差し引くものとし、遅延期間の日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は満了したものとみなし、発注者は、その超える日数に応じ、未支払金額に対し年2.5パーセントを乗じて計算した遅延利息を受注者に支払わなければならない。

(通信サービスの代替措置)

第9条 受注者は、特別の事情により仕様書の条件を満たす通信サービスの提供ができない場合においては、発注者の承諾を得て代替の通信サービスを提供しなければならない。代替の通信サービスを提供した場合においても利用料の変更は行わない。

(契約内容の変更等)

- **第10条** 発注者は、必要があると認めるときは、受注者と協議の上、この契約の内容を変更し、又は履行を一時中止させることができる。
- 2 前項の規定により契約金額を変更するときは、発注者と受注者とが協議して定める。

(協議解除)

- **第11条** 発注者は、必要があるときは、受注者と協議の上、この契約を解除することができる。
- 2 発注者は、前項の解除により受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(予算の減額又は削除に伴う契約の解除)

第12条 この契約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3の規定による長期継続契約であるため、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、 歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合、発注者は、この契約を 変更又は解除することができる。

(契約の解除)

- **第13条** 発注者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、何らの催告をすることなく、この契約の全部又は一部を解除することができる。
 - (1) 受注者が、発注者の承認を得ないで、債務の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせたとき
 - (2) 受注者が、履行期限内又は履行期限経過後相当の期間内に債務の全部又は一部の履行をする見込みがないと認められるとき
 - (3) 受注者が、債務の全部又は一部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき
 - (4) 受注者又はその代理人若しくは使用人が、監督員、検査員その他の職員の指示に従わず、若しくはその職務の執行を妨げ、又は詐欺その他の不正の行為をしたとき
 - (5) 受注者がこの契約に違反し、発注者が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、その違反を是正しないとき
 - (6) 前各号に掲げる場合のほか、契約の目的を達することができないと認められるとき
 - (7) 受注者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させているとき
- 2 発注者は、前項の規定により契約を解除したときは、その既済部分又は既納部分に対して相当と認める金額を支払うことができる。

※契約保証金を免除する(A)場合

(違約金)

第14条 受注者は、前条の規定によりこの契約を解除されたときは、契約金額の100 分の10に相当する金額を違約金として発注者に支払わなければならない。ただし、 受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

2 発注者は、前条の規定により契約を解除した場合において、前項に規定する違 約金を超える損害が生じたときは、その超える金額を受注者に請求することがで きる。

※契約保証金を徴する(B)場合

(違約金)

- **第14条** 受注者は、前条の規定によりこの契約を解除されたときは、契約金額の100 分の10に相当する金額を違約金として発注者に支払わなければならない。ただし、 受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りで ない。
- 2 発注者は、第1条(5)の契約保証金を前項の違約金に充当することができる。
- 3 発注者は、前条の規定により契約を解除した場合において、前項に規定する違約金を超える損害が生じたときは、その超える金額を受注者に請求することができる。

(設備の移転及び撤去に伴う費用負担)

- 第15条 発注者が設置場所の変更を受注者に申し出て、通信サービスのために発注 者の管理する場所に受注者が設置した機器を移設する場合、これに要する費用は 発注者の負担とする。
- 2 天災、その他の不可抗力等で受注者の責に帰すことができない事由又は火災により、通信サービスのために発注者の管理する場所に受注者が設置した機器を移設する場合、これに要する費用は受注者の負担とする。
- 3 受注者が受注者の事由により設置場所の変更又は設置の取り止めを発注者に申し出て、通信サービスのために発注者が管理する場所に受注者が設置した機器を 移設又は撤去する場合、これに要する費用は受注者の負担とする。
- 4 廃止に伴う撤去に要する費用は受注者の負担とする。 (料金の免除)
- 第16条 発注者の責に帰すべき事由および、天災、火災、その他の不可抗力等を除く事由により、機能を利用できない状態が生じた場合の発注者が支払う該当中継線の月額通信料金の免除については、発注者と受注者とが協議してこれを定めるものとする。

(利用の一時中断及び休止)

- 第17条 受注者の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ない場合には、通信サービスを中断することができる。この場合、受注者はあらかじめそのことを発注者に通知しなければならないが、緊急やむを得ない場合は、この限りではない。 (権利の譲渡等)
- **第18条** 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は引き受けさせてはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(個人情報の保護)

第19条 受注者は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(費用負担)

- 第20条 本契約の締結に要する費用は、受注者の負担とする。
- 2 発注者は、通信サービスのために発注者の管理する場所に受注者が設置する機器に必要な電気料金を負担する。

(電気通信事業法の適用)

第21条 この契約は電気通信事業法の適用を受ける。このため、発注者及び受注者は、本契約に基づく通信サービスの利用に関し、本契約において特段の定めがある場合を除き、本契約の対象となる通信サービスの利用は、その種類に応じて定められている契約約款に基づくものであることを双方確認する。

(協議)

第22条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、発注者と受注者とが協議してこれを定めるものとする。

(裁判管轄)

第23条 本契約に係る一切の紛争については、松江地方裁判所を第1審の専属的合意管轄裁判所とする。

この契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、発注者及び受注者が両者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和7年 月 日

発注者 島根県松江市殿町8番地1 島根県 島根県警察本部長 丸 山 直 紀

受注者

島根県警察情報ネットワーク帯域一覧表

No.		—————————————————————————————————————	帯域(Mbps)
1	警察本部		1000
2	平成庁舎		70
3	機動隊		50
4	免許センター		50
5	高速隊 松江		50
6	警察学校		50
7	松江警察署		100
8		松江駅前交番	10
9	1	津田交番	10
10		古志原交番	10
11		乃木交番	10
12		内中原交番	10
13	7	比津交番	10
14	7	川津交番	10
15		東出雲交番	10
16	安来警察署		70
17	雲南警察署		70
18	1	三成広域交番	10
19		掛合広域交番	10
20	航空隊	•	10
21	出雲警察署		100
22	1	平田広域交番	10
23	1	大社広域交番	10
24	1	出雲駅前交番	10
25	1	かわと交番	10
26		斐川交番	10
27		出雲西交番	10
28		出雲空港派出所	10
29	大田警察署		70
30		温泉津広域交番	10
31	川本警察署		70
32	江津警察署		70
33	西部免許セン	ター	50
34	高速隊 浜田		50
35	浜田警察署		100
36		浜田駅前交番	10
37		浜田西交番	10
38	益田警察署		70
39		益田駅前交番	10
40	津和野警察署	<u></u>	70
41	隠岐の島署		70
42	浦郷警察署		70

					任	/±:	4:1								
	A In 0 F 0 D	п	1 / 沁	弗	貨	借 7.16	料 -	F %	4 声	4 :	FH	<i>t</i> ,	<u></u>	+ o	
☆ 90 8 年 5 月 日 日 (前 素 60 及 5 地 方 前 素 60 を ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆												_	古	67,	。)
☆ 90 8 年 5 月 日 日 (前 素 60 及 5 地 方 前 素 60 を ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆	<u> </u>						・ 地 -	ク 旧						.	<u> H</u> (
会 和 8 年 6 月 円 円 (消費 税及 び 地方 消費 税及 合 社) - 合 和 8 年 8 月 円 円 (消費 税及 び 地方 消費 税及 を含 社) - 合 和 8 年 8 月 円 円 (消費 税及 び 地方 消費 税及 を含 社) - 合 和 8 年 8 月 円 円 (消費 税及 び 地方 消費 税及 を含 社) - 合 和 8 年 8 月 円 円 (消費 税及 び 地方 消費 税及 を含 社) - 合 和 8 年 1 月 円 (消費 税及 び 地方 消費 税及 を含 社) - 合 和 8 年 1 月 円 (消費 税及 び 地方 消費 税及 を含 社) - 合 和 8 年 1 月 円 (消費 税及 び 地方 消費 税及 を含 社) - 合 和 9 年 1 月 円 円 (消費 税及 び 地方 消費 税及 を含 社) - 合 和 9 年 1 月 円 円 (消費 税及 び 地方 消費 税及 を含 社) - 合 和 9 年 1 月 円 円 (消費 税及 び 地方 消費 税及 を含 社) - 合 和 9 年 1 月 円 円 (消費 税及 び 地方 消費 税权 を含 社) - 合 和 9 年 1 月 円 円 (消費 税及 び 地方 消費 税权 を含 社) - 合 和 9 年 4 月 円 円 (消費 税及 び 地方 消費 税权 を含 社) - 合 和 9 年 4 月 円 円 (消費 税及 び 地方 消費 税权 を含 社) - 合 和 9 年 4 月 円 円 (消費 税及 び 地方 消費 税权 を含 社) - 合 和 9 年 4 月 円 円 (消費 税及 び 地方 消費 税权 を含 社) - 合 和 9 年 4 月 円 円 (消費 税及 び 地方 消費 税税 を含 社) - 合 和 9 年 6 月 円 円 (消費 税及 び 地方 消費 税税を含 含 社) - 白 (消費 税及 び 地方 消費 税及 を含 さ む) - 白 の 9 年 6 月 円 円 (消費 税及 び 地方 消費 税税を含 含 む) - 白 の 9 年 6 月 円 円 (消費 税及 び 地方 消費 税税を含 さ む) - 白 の 9 年 6 月 円 円 (消費 税及 び 地方 消費 税税を含 含 む) - 白 の 9 年 6 月 円 円 (消費 税及 び 地方 消費 税税を含 さ む) - 白 の 9 年 6 月 円 円 (消費 税及 び 地方 消費 税税を含 含 む) - 白 の 9 年 6 月 円 円 (消費 税及 び 地方 消費 税税を含 含 む) - 白 の 9 年 6 月 円 円 (消費 税及 び 地方 消費 税税を含 含 む) - 白 の 9 年 6 月 円 円 (消費 税及 び 地方 消費 税税を含 含 む) - 白 の 9 年 6 月 円 円 (消費 税及 び 地方 消費 税税を含 含 む) - 白 の 9 年 6 月 円 円 (消費 税及 び 地方 消費 税税を含 含 む) - 白 の 9 年 6 月 円 円 (消費 税及 び 地方 消費 税税を含 含 む) - 白 の 9 年 6 月 円 円 (消費 税及 び 地方 消費 税税を含 含 む) - 白 の 10 年 1 月 円 円 (消費 税及 び 地方 消費 税税を含 含 む) - 白 の 10 年 1 月 円 円 (消費 税及 び 地方 消費 税税を含 含 む) - 白 の 10 年 1 月 円 円 (消費 税及 び 地方 1 消費 税税を含 含 む) - 白 の 10 年 1 月 円 円 (消費 税及 び 地方 1 消費 税税を含 含 む) - 白 の 10 年 1 月 円 円 (消費 税及 び 地方 1 消費 税税を含 含 む) - 白 の 10 年 1 月 円 円 (消費 税及 及 び 地方 1 消費 税税を含 含 む) - 白 の 10 年 1 月 円 円 (消費 税及 及 び 地方 1 消費 税税を含 含 む) - 白 の 10 年 1 月 円 円 (消費 税及 及 び 地方 1 消費 税税を含 含 む) - 白 の 10 年 1 月 円 円 (消費 税及 及 び 地方 1 消費 税税を含 含 む) - 白 の 10 年 1 月 円 円 (消費 税及 及 び 地方 1 消費 税税を含 含 む) - 白 の 10 年 1 月 円 円 (消費 税及 及 び 地方 1 消費 税税を含 含 む) - 白 の 10 年 1 月 円 円 (消費 税及 及 び 地方 1 消費 税税を含 含 む) - 白 の 10 年 1 月 円 円 (消費 税及 及 び 地方 1 消費 税税を含 含 む) - 白 の 10 年 1 月 円 円 (消費 税及 及 び 地方 1 消費 税税を含 含 む) - 白	<u> </u>												文	-	。)
会和8年9月 円 (清養後及び地方消費後を含む。) 会和8年9月 円 (清養後及び地方消費後を含む。) 会和8年9月 円 (清養後及び地方消費後を含む。) 会和8年1月 円 (清養後及び地方消費後を含む。) 会和8年12月 円 (清養後及び地方消費後を含む。) と知9年2月 円 (清養後及び地方消費後を含む。) と知9年2月 円 (清養後及び地方消費後を含む。) と知9年2月 円 (清養後及び地方消費後を含む。) 会和9年2月 円 (清養後及び地方消費後を含む。) 会和9年3月 円 (清養後及び地方消費後を含む。) 会和9年6月 円 (清養後及び地方消費後を含む。) 会和9年1月 円 (清養後及び地方消費後を含む。) 会和10年1月 円 (清養後及び地方消費後を含む。) 会和10年1月 円 (清養後及び地方消費養後を含む。) 会和11年2月 円 (清養後及び地方消費養後を含む。) 会和11年2月 円 (清養後及び地方方消費養後を含む。) 会和11年2月 円 (清養後及び地方方消費養後を含む。) 会和11年1月 円 (清養養後及び地方消費養後を含む。) 会和11年1月 円 (清養養後及び地方方消費養後を含む。) 会和11年1月 円 (清養養後及び地方方消費養後を含む。) 会和11年1月 円 (清養養後及び地方方消費養後を含む。) 会和11年1月 円 (清養養後及び地方方消費養後を含む。)	令和8年5月												<u> </u>		。)
会和8 年 9 月 円 円 (前 章 根 及 び 地 方 消費 根 及 舎 む) 合和8 年 11 月 円 円 (清 章 根 及 び 地 方 消費 根 及 舎 む) 合和8 年 11 月 円 円 (清 章 根 及 び 地 方 消費 根 及 舎 む) 合和8 年 11 月 円 円 (清 章 根 及 び 地 方 消費 根 及 舎 む) ク 和 9 年 1 月 円 円 (清 章 根 及 び 地 方 消費 根 及 舎 む) ク 和 9 年 1 月 円 円 (清 章 根 及 び 地 方 消費 根 及 舎 む) ク 和 9 年 1 月 円 円 (清 章 根 及 び 地 万 消費 根 及 舎 含 む) ク 和 9 年 1 月 円 円 (清 章 根 及 び 地 万 消費 根 及 舎 含 む) ク 和 9 年 1 月 円 (清 章 根 及 び 地 万 消費 根 及 舎 含 む) ク 和 9 年 1 月 円 (清 章 根 及 び 地 万 消費 根 及 舎 含 む) ク 和 9 年 1 月 円 (清 章 根 及 び 地 万 消費 度 根 及 舎 含 む) ク 和 9 年 1 月 円 (清 章 根 及 び 地 万 消費 度 根 及 合 む) ク 和 9 年 1 月 円 (清 章 根 及 び 地 万 消費 度 根 及 合 む) ク 和 9 年 1 月 円 (清 章 度 R 及 び 地 万 消費 度 R 及 舎 合 む) ク 和 9 年 1 月 円 (清 章 度 R 及 び 地 万 消費 度 R 及 舎 合 む) ク 和 9 年 1 月 円 (清 章 度 R 及 び 地 万 消費 度 R 及 舎 合 む) ク 和 9 年 1 月 円 (清 章 度 R 及 び 地 万 消費 度 R 及 舎 合 む) ク 和 9 年 1 月 円 (清 章 R R 及 び 地 万 消費 度 R 及 舎 合 む) ク 和 9 年 1 月 円 (清 章 R R 及 び 地 万 消費 度 R 及 舎 合 む) ク 和 9 年 1 月 円 (清 章 R R 及 び 地 万 消費 度 R 及 舎 合 む) ク 和 9 年 1 月 円 (清 章 R R 及 び 地 万 消費 度 R 及 舎 合 む) ク 和 9 年 1 月 円 (清 章 R R 及 び 地 万 消費 度 R を 合 む) ク 和 9 年 1 月 円 (清 章 R R 及 び 地 万 消費 度 R を 合 む) ク 和 1 年 1 月 円 R 1 月 章 R 1 R 及 び 地 万 消費 度 R を 合 む) ク 和 1 年 1 月 円 R 1 月 章 R 1 R	令和8年6月												含	む	。)
会和8 年 9 月 円 円 (前 章 根 及 び 地 方 消費 根 及 舎 む) 合和8 年 11 月 円 円 (清 章 根 及 び 地 方 消費 根 及 舎 む) 合和8 年 11 月 円 円 (清 章 根 及 び 地 方 消費 根 及 舎 む) 合和8 年 11 月 円 円 (清 章 根 及 び 地 方 消費 根 及 舎 む) ク 和 9 年 1 月 円 円 (清 章 根 及 び 地 方 消費 根 及 舎 む) ク 和 9 年 1 月 円 円 (清 章 根 及 び 地 方 消費 根 及 舎 む) ク 和 9 年 1 月 円 円 (清 章 根 及 び 地 万 消費 根 及 舎 含 む) ク 和 9 年 1 月 円 円 (清 章 根 及 び 地 万 消費 根 及 舎 含 む) ク 和 9 年 1 月 円 (清 章 根 及 び 地 万 消費 根 及 舎 含 む) ク 和 9 年 1 月 円 (清 章 根 及 び 地 万 消費 根 及 舎 含 む) ク 和 9 年 1 月 円 (清 章 根 及 び 地 万 消費 度 根 及 舎 含 む) ク 和 9 年 1 月 円 (清 章 根 及 び 地 万 消費 度 根 及 合 む) ク 和 9 年 1 月 円 (清 章 根 及 び 地 万 消費 度 根 及 合 む) ク 和 9 年 1 月 円 (清 章 度 R 及 び 地 万 消費 度 R 及 舎 合 む) ク 和 9 年 1 月 円 (清 章 度 R 及 び 地 万 消費 度 R 及 舎 合 む) ク 和 9 年 1 月 円 (清 章 度 R 及 び 地 万 消費 度 R 及 舎 合 む) ク 和 9 年 1 月 円 (清 章 度 R 及 び 地 万 消費 度 R 及 舎 合 む) ク 和 9 年 1 月 円 (清 章 R R 及 び 地 万 消費 度 R 及 舎 合 む) ク 和 9 年 1 月 円 (清 章 R R 及 び 地 万 消費 度 R 及 舎 合 む) ク 和 9 年 1 月 円 (清 章 R R 及 び 地 万 消費 度 R 及 舎 合 む) ク 和 9 年 1 月 円 (清 章 R R 及 び 地 万 消費 度 R 及 舎 合 む) ク 和 9 年 1 月 円 (清 章 R R 及 び 地 万 消費 度 R を 合 む) ク 和 9 年 1 月 円 (清 章 R R 及 び 地 万 消費 度 R を 合 む) ク 和 1 年 1 月 円 R 1 月 章 R 1 R 及 び 地 万 消費 度 R を 合 む) ク 和 1 年 1 月 円 R 1 月 章 R 1 R	令和8年7月				税及	じび	地	方 消					含	む	。)
会和8 年 9 月 円 円 (前 章 根 及 び 地 方 消費 根 及 舎 む) 合和8 年 11 月 円 円 (清 章 根 及 び 地 方 消費 根 及 舎 む) 合和8 年 11 月 円 円 (清 章 根 及 び 地 方 消費 根 及 舎 む) 合和8 年 11 月 円 円 (清 章 根 及 び 地 方 消費 根 及 舎 む) ク 和 9 年 1 月 円 円 (清 章 根 及 び 地 方 消費 根 及 舎 む) ク 和 9 年 1 月 円 円 (清 章 根 及 び 地 方 消費 根 及 舎 む) ク 和 9 年 1 月 円 円 (清 章 根 及 び 地 万 消費 根 及 舎 含 む) ク 和 9 年 1 月 円 円 (清 章 根 及 び 地 万 消費 根 及 舎 含 む) ク 和 9 年 1 月 円 (清 章 根 及 び 地 万 消費 根 及 舎 含 む) ク 和 9 年 1 月 円 (清 章 根 及 び 地 万 消費 根 及 舎 含 む) ク 和 9 年 1 月 円 (清 章 根 及 び 地 万 消費 度 根 及 舎 含 む) ク 和 9 年 1 月 円 (清 章 根 及 び 地 万 消費 度 根 及 合 む) ク 和 9 年 1 月 円 (清 章 根 及 び 地 万 消費 度 根 及 合 む) ク 和 9 年 1 月 円 (清 章 度 R 及 び 地 万 消費 度 R 及 舎 合 む) ク 和 9 年 1 月 円 (清 章 度 R 及 び 地 万 消費 度 R 及 舎 合 む) ク 和 9 年 1 月 円 (清 章 度 R 及 び 地 万 消費 度 R 及 舎 合 む) ク 和 9 年 1 月 円 (清 章 度 R 及 び 地 万 消費 度 R 及 舎 合 む) ク 和 9 年 1 月 円 (清 章 R R 及 び 地 万 消費 度 R 及 舎 合 む) ク 和 9 年 1 月 円 (清 章 R R 及 び 地 万 消費 度 R 及 舎 合 む) ク 和 9 年 1 月 円 (清 章 R R 及 び 地 万 消費 度 R 及 舎 合 む) ク 和 9 年 1 月 円 (清 章 R R 及 び 地 万 消費 度 R 及 舎 合 む) ク 和 9 年 1 月 円 (清 章 R R 及 び 地 万 消費 度 R を 合 む) ク 和 9 年 1 月 円 (清 章 R R 及 び 地 万 消費 度 R を 合 む) ク 和 1 年 1 月 円 R 1 月 章 R 1 R 及 び 地 万 消費 度 R を 合 む) ク 和 1 年 1 月 円 R 1 月 章 R 1 R	令和8年8月	<u> </u>] (消	費	税及	び	地	方 消	1 費	7	锐	を	含	む	。)
会和8年10月	令和8年9月	H] (消	費	税及	び	地	方 消	自費	7	锐	を	含	む	。)
会和8年11月	令和8年10月	Р	1 (消			び	地。	方 消				を	含	d s	,)
帝和9年2月	会 和 8 年 11 月												全		_)
帝和9年2月	会和8年19日												全	-	.)
帝和9年2月	今和0年11月				税 及	718	抽 -	方 沿	, <u>, , , , , , , , , , , , , , , , , , </u>	, ·		<u>た</u>	女		· /
 命和9年3月 内(消費税及び地方消費税及の物) の内(うち消費税及び地方消費税及の地方消费税及の地) 会和9年4月 内(消費税及び地方消费税及の地) 会和9年4月 内(消費税及び地方消费税及で地方消费税及を含む。) 会和9年6月 内(消費税及び地方消费税及を含む。) 会和9年6月 内(消费税及び地方消费税及を含む。) 会和9年8月 内(消费税及び地方消费税及を含む。) 会和9年8月 内(消费税及び地方消费税及を含む。) 会和9年8月 内(消费税及び地方消费税及を含含む。) 会和9年10月 内(消费税及び地方消费税及下地方消费税及を含含む。) 会和9年12月 内(消费税及区地方消费税及下地方消费税及を含含む。) 会和9年12月 内(消费税及区地方消费税及区地方消费税及を含含む。) 会和9年12月 内(消费税及区地方消费税及区地方消费税及を含含む。) 会和9年12月 内(消费税及区地方消费税及区地方消费税及区地方消费税及を含含む。) 会和10年2月 内(消费税及区地方消费税及区地方消费税及区地方消费税及区地方消费税及区地方消费税及区地方消费税及区地方消费税及区地方消费税及区地方消费税及区地方消费税及区地方的消费税税及区地方消费税税税额 内(消费税及区地方消费税及区地方消费税及区地方的消费税税税额 内(消费税及区地方消费税及区地方消费税及区地方的消费税税税额 内(消费税及区地方消费税及区地方消费税税股额 内(消费税及区地方消费税及区地方消费税税税额 内(消费税及区地方消费税及区地方消费税及区地方消费税税税额 内(消费税及区地方消费税及区地方消费税税股股税额 内(消费税及区地方消费税税税及区地方消费税费税税及区地方消费税税及区地方消费税费税及区金含含む。) 会和10年3月 内(消费税及区地方方消费税税及区地方消费税及区地方消费税及区金含含む。) 会和11年4月 内(消费税及区区地方方消费税税及区金含含む。) 会和12年4月 内(消费税及区区地方方消费税及区金含金。2) 会和11年5月 内(消费税及区区地方方消费税税及区金仓含む。) 会和11年6月 内(消费税及区区地方消费税税及区地方消费税税及区金含金。2) 会和11年7月 内(消费税及区区地方消费税税税及区金仓含。2) 会和12年4月 内(消费税及区区地方方消费税税税税及仓仓含。2) 会会合む。3) 会和12年4月 内(消费税及区区地方消费税股及区地方消费税税税及总金仓含。2) 会会仓む。3) 会和12年4月 内(消费税及区区地方消费税税税及区地方消费税税税税及总金仓仓む。3) 会和12年4月 内(消费税及区区地方方消费税税税税及总金仓仓む。3) 会和12年4月 内(消费税及区区地方方消费税税税及仓仓仓仓む。3) 会和12年4月 内(消费税及区区地方方消费税税税及仓仓仓仓む。3) 会会合む。3) 会和13年4月 	今和0年9月												与	-	0 /
全和8年度計 0月(う)消費稅及び地方消消費稅及を含含む。) 0月(う)消費稅及び地方消消費稅(を含含む。) 0月(治)消費稅及び地方消消費稅(を含含む。) 0月(消)費稅及び地方消消費稅(を含含む。) 0月(消)費稅及び地方消消費稅(を含含む。) 0月(消)費稅及び地方消消費稅(を含含む。) 0年(1)9年(5月) 1月	7 和 9 年 2 月 今 和 0 年 0				1九 八			リ IF					夕		0 /
会和9年4月	守 和 9 年 3 月				忧 以	77 7	地 /	クー 作					占	67,	
会和9年5月	令和8年度計			り消			・地ノ	ケ消					_	,	<u> </u>
 命和9年6月 円 (消費税及び地方消費稅稅を含む。) 合和9年8月 円 (消費稅稅及び地方消費稅稅を含含む。) 合和9年8月 円 (消費稅稅及び地方消費稅稅を含含む。) 合和9年10月 円 (消費稅稅及び地方消費稅稅を含含む。) 合和9年11月 円 (消費稅稅及び地方消費稅稅を含含む。) 合和9年12月 円 (消費稅稅及び地方消費稅稅を含含む。) 合和10年1月 円 (消費稅稅及び地方消費稅稅を含含む。) 合和10年2月 円 (消費稅稅及び地方消費稅稅を含含む。) 合和10年2月 円 (消費稅稅及び地方消費稅稅を含含む。) 合和10年2月 円 (消費稅稅及び地方消費稅稅を含含む。) 合和10年3月 円 (消費稅稅及び地方消費稅稅を含含む。) 合和10年4月 日 (消費稅稅及び地方消費稅稅を含含む。) 合和10年9月 日 (消費稅稅及び地方消費稅稅を含含む。) 合和10年9月 日 (消費稅稅及び地方消費稅稅稅を含含む。) 合和11年1月 日 (消費稅稅及及び地方消費稅稅を含含む。) 合和11年1月 日 (消費稅稅及及び地方消費稅稅稅を含含む。) 合和11年2月 日 (消費稅稅及及び地方消費稅稅稅を含含む。) 合和11年1月 日 (消費稅稅及及び地方消費食稅稅稅を含含む。) 合和11年2月 日 (消費稅稅及及び地方消費食稅稅稅を含含む。) 合和11年1月 日 (消費稅稅及及び地方消費食稅稅稅を含含む。) 合和11年1月 日 (消費稅稅及び地方消費食稅稅稅を含含む。) 合和11年1月 日 (消費稅稅及及び地方消費食稅稅稅を含含む。) 合和12年2月 日 (消費稅稅及及び地方消費食稅稅稅を含含む。) 合自11年1月 日 (消費稅稅及び地方消費食稅稅稅を含含む。) 日 (消費稅稅及及び地方消費食稅稅を含含む。) 日 (消費稅稅及び地方消費食稅稅を含含む。) 日 (11年年1月	令 和 9 年 4 月						地	万作	9	7			含	-	。)
会和9年8月 円 消費機及及び地方消費機稅を含含む。 合和9年10月 円 消費機及及び地方消費機稅を含含む。 合和9年11月 円 消費機及及び地方消費機稅を含含む。 合和10年1月 円 消費機及及び地方消費機稅を含含む。 合和10年1月 円 消費機及及び地方消費機稅を含含む。 合和10年2月 円 消費機及及び地方消費機稅を含含む。 合和10年2月 円 消費機及及び地方消費機稅を含含む。 合和10年4月 円 消費機及及び地方消費機稅を含含む。 合和10年4月 円 消費機及及び地方消費機稅を含含。 合和10年4月 円 消費機及及び地方消費機稅を含含。 合和10年4月 円 消費機稅及び地方消費機稅を含含。 合和10年4月 円 消費機稅及び地方消費機稅を含含。 一つ和10年5月 円 消費機稅及び地方消費機稅を含含。 一つ和10年5月 円 消費機稅及び地方消費機稅を含含。 一つ和10年1月 円 消費機稅及び地方消費機稅を含含。 一つ和11年1月 円 消費機稅及び地方消費機稅を含含。 一つ和11年2月 円 消費稅稅及及び地方消費機稅を含含。 一つ和11年4月 円 消費稅稅及及び地方消費機稅を含含。 一つ和11年5月 円 消費稅稅及及び地方消費機稅を含含。 一つ和11年1月 円 消費稅稅及及び地方消費機稅を含含。 一つ和11年4月 円 消費稅稅及及び地方消費機稅稅を含含。 一つ和11年5月 円 消費稅稅及及び地方消費機稅稅を含含。 一和11年5月 円 消費稅稅及及び地方消費機稅稅を含含。 一和11年5月 円 消費稅稅及及び地方消費機稅稅を含含。 一和11年1月 円 消費稅稅及及び地方消費機稅稅を含含。 一和11年1月 円 消費稅稅及及び地方消消費稅稅稅を含含。 一和11年2月 円 消費稅稅及及び地方消消費稅稅稅を含含。 一和11年2月 円 消費稅稅及び地方消消費稅稅稅稅を含含。 一和11年2月 円 消費稅稅及及び地方消消費稅稅稅稅を含含。 一和13年4月 円 消費稅稅及び地地方消消費稅稅稅を含含。 一和13年4月 円 消費稅稅及び地地方消消費稅稅稅稅を含含。 一和13年4月 円 消費稅稅及び地地方消消費稅稅稅稅を含含。 一和13年4月 円 消費稅稅及び地地方消消費稅稅稅稅を含含。 一和13年4月 円 消費稅稅及び地地方方消費費稅稅稅を含含。 一和13年4月 円 消費稅稅及び地地方消消費稅稅稅稅を含含。 一和13年4月 円 消費稅稅及び地地方消消費稅稅稅稅を含含。 一和13年4月 円 消費稅稅及び地地方消消費稅稅稅を含含。 一和13年4月 円 消費稅稅及び地地方消消費稅稅稅を含含。 一和13年5月 円 消費稅稅及び地地方消消費稅稅稅を含含。 一和13年4月 円 消費稅稅及び地地方消消費稅稅稅を含含。 一和13年4月 円 消費稅稅及び地地方方消費費稅稅稅を含含。 一和13年4月 円 消費稅稅及び地地方消消費稅稅稅を含含。 一和13年4月 円 消費稅稅及及び地方消費費稅稅稅を含含。 一和13年4月 円 消費稅稅及び地地方消費費稅稅稅を含含。 一种14年4月 円 消費稅稅及び地地方消費費稅稅稅を含含。 一种15年4月 円 消費稅稅及及び地地方消費費稅稅稅を含含。 一种16年4月 円 消費稅稅稅及び地地方消費費稅稅稅を含含。 一內 17年4月 円 消費稅稅及及び地地方消費費稅稅稅を含含。 一內 11年4月 円 消費稅稅及及び地方消費費稅稅稅を含含。 一內 11年4月 円 消費稅稅稅及及び地地方消費費稅稅稅稅を含含。 一內 11年4月 円 消費稅稅稅及及び地地方消費費稅稅稅稅を含含。 一內 11年4月 円 消費稅稅稅及及び地方消費費稅稅稅を含含。 一內 11年4月 日 日 11日 日	令 和 9 年 5 月				税及		地	方 淮	1 星	7			含	む	。)
会和9年8月 円 消費機及及び地方消費機稅を含含む。 合和9年10月 円 消費機及及び地方消費機稅を含含む。 合和9年11月 円 消費機及及び地方消費機稅を含含む。 合和10年1月 円 消費機及及び地方消費機稅を含含む。 合和10年1月 円 消費機及及び地方消費機稅を含含む。 合和10年2月 円 消費機及及び地方消費機稅を含含む。 合和10年2月 円 消費機及及び地方消費機稅を含含む。 合和10年4月 円 消費機及及び地方消費機稅を含含む。 合和10年4月 円 消費機及及び地方消費機稅を含含。 合和10年4月 円 消費機及及び地方消費機稅を含含。 合和10年4月 円 消費機稅及び地方消費機稅を含含。 合和10年4月 円 消費機稅及び地方消費機稅を含含。 一つ和10年5月 円 消費機稅及び地方消費機稅を含含。 一つ和10年5月 円 消費機稅及び地方消費機稅を含含。 一つ和10年1月 円 消費機稅及び地方消費機稅を含含。 一つ和11年1月 円 消費機稅及び地方消費機稅を含含。 一つ和11年2月 円 消費稅稅及及び地方消費機稅を含含。 一つ和11年4月 円 消費稅稅及及び地方消費機稅を含含。 一つ和11年5月 円 消費稅稅及及び地方消費機稅を含含。 一つ和11年1月 円 消費稅稅及及び地方消費機稅を含含。 一つ和11年4月 円 消費稅稅及及び地方消費機稅稅を含含。 一つ和11年5月 円 消費稅稅及及び地方消費機稅稅を含含。 一和11年5月 円 消費稅稅及及び地方消費機稅稅を含含。 一和11年5月 円 消費稅稅及及び地方消費機稅稅を含含。 一和11年1月 円 消費稅稅及及び地方消費機稅稅を含含。 一和11年1月 円 消費稅稅及及び地方消消費稅稅稅を含含。 一和11年2月 円 消費稅稅及及び地方消消費稅稅稅を含含。 一和11年2月 円 消費稅稅及び地方消消費稅稅稅稅を含含。 一和11年2月 円 消費稅稅及及び地方消消費稅稅稅稅を含含。 一和13年4月 円 消費稅稅及び地地方消消費稅稅稅を含含。 一和13年4月 円 消費稅稅及び地地方消消費稅稅稅稅を含含。 一和13年4月 円 消費稅稅及び地地方消消費稅稅稅稅を含含。 一和13年4月 円 消費稅稅及び地地方消消費稅稅稅稅を含含。 一和13年4月 円 消費稅稅及び地地方方消費費稅稅稅を含含。 一和13年4月 円 消費稅稅及び地地方消消費稅稅稅稅を含含。 一和13年4月 円 消費稅稅及び地地方消消費稅稅稅稅を含含。 一和13年4月 円 消費稅稅及び地地方消消費稅稅稅を含含。 一和13年4月 円 消費稅稅及び地地方消消費稅稅稅を含含。 一和13年5月 円 消費稅稅及び地地方消消費稅稅稅を含含。 一和13年4月 円 消費稅稅及び地地方消消費稅稅稅を含含。 一和13年4月 円 消費稅稅及び地地方方消費費稅稅稅を含含。 一和13年4月 円 消費稅稅及び地地方消消費稅稅稅を含含。 一和13年4月 円 消費稅稅及及び地方消費費稅稅稅を含含。 一和13年4月 円 消費稅稅及び地地方消費費稅稅稅を含含。 一种14年4月 円 消費稅稅及び地地方消費費稅稅稅を含含。 一种15年4月 円 消費稅稅及及び地地方消費費稅稅稅を含含。 一种16年4月 円 消費稅稅稅及び地地方消費費稅稅稅を含含。 一內 17年4月 円 消費稅稅及及び地地方消費費稅稅稅を含含。 一內 11年4月 円 消費稅稅及及び地方消費費稅稅稅を含含。 一內 11年4月 円 消費稅稅稅及及び地地方消費費稅稅稅稅を含含。 一內 11年4月 円 消費稅稅稅及及び地地方消費費稅稅稅稅を含含。 一內 11年4月 円 消費稅稅稅及及び地方消費費稅稅稅を含含。 一內 11年4月 日 日 11日 日	令 和 9 年 6 月	I E] (消	費	税及	び	地	方 消	1 費	7	锐	を	含	む	。)
会和9年8月 円 消費機及及び地方消費機稅を含含む。 合和9年10月 円 消費機及及び地方消費機稅を含含む。 合和9年11月 円 消費機及及び地方消費機稅を含含む。 合和10年1月 円 消費機及及び地方消費機稅を含含む。 合和10年1月 円 消費機及及び地方消費機稅を含含む。 合和10年2月 円 消費機及及び地方消費機稅を含含む。 合和10年2月 円 消費機及及び地方消費機稅を含含む。 合和10年4月 円 消費機及及び地方消費機稅を含含む。 合和10年4月 円 消費機及及び地方消費機稅を含含。 合和10年4月 円 消費機及及び地方消費機稅を含含。 合和10年4月 円 消費機稅及び地方消費機稅を含含。 合和10年4月 円 消費機稅及び地方消費機稅を含含。 一つ和10年5月 円 消費機稅及び地方消費機稅を含含。 一つ和10年5月 円 消費機稅及び地方消費機稅を含含。 一つ和10年1月 円 消費機稅及び地方消費機稅を含含。 一つ和11年1月 円 消費機稅及び地方消費機稅を含含。 一つ和11年2月 円 消費稅稅及及び地方消費機稅を含含。 一つ和11年4月 円 消費稅稅及及び地方消費機稅を含含。 一つ和11年5月 円 消費稅稅及及び地方消費機稅を含含。 一つ和11年1月 円 消費稅稅及及び地方消費機稅を含含。 一つ和11年4月 円 消費稅稅及及び地方消費機稅稅を含含。 一つ和11年5月 円 消費稅稅及及び地方消費機稅稅を含含。 一和11年5月 円 消費稅稅及及び地方消費機稅稅を含含。 一和11年5月 円 消費稅稅及及び地方消費機稅稅を含含。 一和11年1月 円 消費稅稅及及び地方消費機稅稅を含含。 一和11年1月 円 消費稅稅及及び地方消消費稅稅稅を含含。 一和11年2月 円 消費稅稅及及び地方消消費稅稅稅を含含。 一和11年2月 円 消費稅稅及び地方消消費稅稅稅稅を含含。 一和11年2月 円 消費稅稅及及び地方消消費稅稅稅稅を含含。 一和13年4月 円 消費稅稅及び地地方消消費稅稅稅を含含。 一和13年4月 円 消費稅稅及び地地方消消費稅稅稅稅を含含。 一和13年4月 円 消費稅稅及び地地方消消費稅稅稅稅を含含。 一和13年4月 円 消費稅稅及び地地方消消費稅稅稅稅を含含。 一和13年4月 円 消費稅稅及び地地方方消費費稅稅稅を含含。 一和13年4月 円 消費稅稅及び地地方消消費稅稅稅稅を含含。 一和13年4月 円 消費稅稅及び地地方消消費稅稅稅稅を含含。 一和13年4月 円 消費稅稅及び地地方消消費稅稅稅を含含。 一和13年4月 円 消費稅稅及び地地方消消費稅稅稅を含含。 一和13年5月 円 消費稅稅及び地地方消消費稅稅稅を含含。 一和13年4月 円 消費稅稅及び地地方消消費稅稅稅を含含。 一和13年4月 円 消費稅稅及び地地方方消費費稅稅稅を含含。 一和13年4月 円 消費稅稅及び地地方消消費稅稅稅を含含。 一和13年4月 円 消費稅稅及及び地方消費費稅稅稅を含含。 一和13年4月 円 消費稅稅及び地地方消費費稅稅稅を含含。 一种14年4月 円 消費稅稅及び地地方消費費稅稅稅を含含。 一种15年4月 円 消費稅稅及及び地地方消費費稅稅稅を含含。 一种16年4月 円 消費稅稅稅及び地地方消費費稅稅稅を含含。 一內 17年4月 円 消費稅稅及及び地地方消費費稅稅稅を含含。 一內 11年4月 円 消費稅稅及及び地方消費費稅稅稅を含含。 一內 11年4月 円 消費稅稅稅及及び地地方消費費稅稅稅稅を含含。 一內 11年4月 円 消費稅稅稅及及び地地方消費費稅稅稅稅を含含。 一內 11年4月 円 消費稅稅稅及及び地方消費費稅稅稅を含含。 一內 11年4月 日 日 11日 日	令和9年7月	H] (消	費	税及	こび	地	方 消	1 星	7	锐	を	含	む	。)
会和9年11月 円 (消費税及及び地方消費稅稅を含む。) 合和9年12月 円 (消費稅及及び地方消費稅稅を含む。) 合和10年2月 円 (消費稅及及び地方消費稅稅を含含む。) 合和10年3月 円 (消費稅及及び地方消費稅稅を含含む。) 合和10年4月 円 (消費稅及及び地方消費稅稅を含含む。) 合和10年4月 円 (消費稅及及び地方消費稅稅を含含む。) 合和10年5月 円 (消費稅及及び地方消費稅稅を含含む。) 合和11年3月 円 (消費稅及及び地方消費稅稅を含含む。) 合和11年4月 円 (消費稅及及び地方消費稅稅を含含む。) 合和11年5月 円 (消費稅稅及び地方消費稅稅を含含む。) 合和11年5月 円 (消費稅稅及び地方消費稅稅を含含む。) 合和11年5月 円 (消費稅稅及び地方消費稅稅を含含む。) 合和11年5月 円 (消費稅稅及び地方消費稅稅和金合合む。) 合和11年5月 円 (消費稅稅及び地方消費稅稅和金合合む。) 合和11年5月 円 (消費稅稅及び地方消費稅稅和金合合也。) 合和11年5月 円 (消費稅稅及び地方消費稅稅和金合合也。) 合和11年5月 円 (消費稅稅及び地方消費稅稅和金合合也。) 合和11年6月 円 (消費稅稅及び地方消費稅稅和金合合也。) 合和11年6月 円 (消費稅稅及及び地地方消費費稅稅稅金合合也。。) 合和11年6月 円 円 消費稅稅及及び地地方消費費稅稅稅金合合也。。) 合和11年6月 円 円 消費稅稅及及び地地方消費費稅稅稅金合合也。。) 合和11年7月 円 円 消費費稅稅及及び地地方消費費稅稅稅金合合也。。) 合和11年6月 円 円 消費費稅稅及及び地地方消費費稅稅稅金合合也。。) 合和12年6月 円 円 消費費稅稅及及び地地方消費費稅稅稅金合合也。。) 白和12年7月 円 円 消費費稅稅及及び地方消費費稅稅稅金合合也。。) 白和12年6月 円 円 消費費稅稅及及び地地方消費費稅稅稅金合合也。。) 白和13年7月 円 円 消費費稅稅及及び地地方消費費稅稅稅金合合也。。) 白和12年6月 円 円 消費費稅稅及及び地地方消費費稅稅稅金合合也。。) 白和13年7月 円 円 消費費稅稅及及び地地方消費費稅稅稅金合合也。。) 白和13年8月 円 円 消費費稅稅及及び地地方消費費稅稅稅至金合也。。) 白和13年8月 円 円 消費費稅稅及及び地地方消費費稅稅稅金合合也。。) 白和13年8月 円 円 消費費稅稅及及び地地方消費費稅稅を合合仓む。。) 日初稅稅稅稅金合合仓。。) 日初稅稅稅稅稅金合合合也。) 日本6年6月 円 円 消費費稅稅及及び地地方消費費稅稅稅仓合合仓。。) 日本6年6月 円 円 消費費稅稅及及び地地方消費費稅稅仓合合仓。。) 日本6年6月 円 円 消費費稅稅及及び地地方消費費稅稅仓合合合。。。) 日本6年6月 円 円 消費費稅稅及及び地地方消費費稅稅仓合合合。。。) 日本6年6月 円 円 消費費稅稅稅仓合合合。。。) 日本6年6月 円 円 消費費稅稅仓合合合合。。) 日本6年6月 円 円 消費費稅稅仓合合合仓合。。。) 日本6年6月 円 円 消費費稅稅仓合合合合。。) 日本6年6月 円 円 消費費稅稅仓合合合合。。)	会和9年8月												含	t e	,)
会和9年11月 円 (消費税及及び地方消費稅稅を含む。) 合和9年12月 円 (消費稅及及び地方消費稅稅を含む。) 合和10年2月 円 (消費稅及及び地方消費稅稅を含含む。) 合和10年3月 円 (消費稅及及び地方消費稅稅を含含む。) 合和10年4月 円 (消費稅及及び地方消費稅稅を含含む。) 合和10年4月 円 (消費稅及及び地方消費稅稅を含含む。) 合和10年5月 円 (消費稅及及び地方消費稅稅を含含む。) 合和11年3月 円 (消費稅及及び地方消費稅稅を含含む。) 合和11年4月 円 (消費稅及及び地方消費稅稅を含含む。) 合和11年5月 円 (消費稅稅及び地方消費稅稅を含含む。) 合和11年5月 円 (消費稅稅及び地方消費稅稅を含含む。) 合和11年5月 円 (消費稅稅及び地方消費稅稅を含含む。) 合和11年5月 円 (消費稅稅及び地方消費稅稅和金合合む。) 合和11年5月 円 (消費稅稅及び地方消費稅稅和金合合む。) 合和11年5月 円 (消費稅稅及び地方消費稅稅和金合合也。) 合和11年5月 円 (消費稅稅及び地方消費稅稅和金合合也。) 合和11年5月 円 (消費稅稅及び地方消費稅稅和金合合也。) 合和11年6月 円 (消費稅稅及び地方消費稅稅和金合合也。) 合和11年6月 円 (消費稅稅及及び地地方消費費稅稅稅金合合也。。) 合和11年6月 円 円 消費稅稅及及び地地方消費費稅稅稅金合合也。。) 合和11年6月 円 円 消費稅稅及及び地地方消費費稅稅稅金合合也。。) 合和11年7月 円 円 消費費稅稅及及び地地方消費費稅稅稅金合合也。。) 合和11年6月 円 円 消費費稅稅及及び地地方消費費稅稅稅金合合也。。) 合和12年6月 円 円 消費費稅稅及及び地地方消費費稅稅稅金合合也。。) 白和12年7月 円 円 消費費稅稅及及び地方消費費稅稅稅金合合也。。) 白和12年6月 円 円 消費費稅稅及及び地地方消費費稅稅稅金合合也。。) 白和13年7月 円 円 消費費稅稅及及び地地方消費費稅稅稅金合合也。。) 白和12年6月 円 円 消費費稅稅及及び地地方消費費稅稅稅金合合也。。) 白和13年7月 円 円 消費費稅稅及及び地地方消費費稅稅稅金合合也。。) 白和13年8月 円 円 消費費稅稅及及び地地方消費費稅稅稅至金合也。。) 白和13年8月 円 円 消費費稅稅及及び地地方消費費稅稅稅金合合也。。) 白和13年8月 円 円 消費費稅稅及及び地地方消費費稅稅を合合仓む。。) 日初稅稅稅稅金合合仓。。) 日初稅稅稅稅稅金合合合也。) 日本6年6月 円 円 消費費稅稅及及び地地方消費費稅稅稅仓合合仓。。) 日本6年6月 円 円 消費費稅稅及及び地地方消費費稅稅仓合合仓。。) 日本6年6月 円 円 消費費稅稅及及び地地方消費費稅稅仓合合合。。。) 日本6年6月 円 円 消費費稅稅及及び地地方消費費稅稅仓合合合。。。) 日本6年6月 円 円 消費費稅稅稅仓合合合。。。) 日本6年6月 円 円 消費費稅稅仓合合合合。。) 日本6年6月 円 円 消費費稅稅仓合合合仓合。。。) 日本6年6月 円 円 消費費稅稅仓合合合合。。) 日本6年6月 円 円 消費費稅稅仓合合合合。。)	会和9年9月												全	-	_)
金和9年11月	会和0年10日												全		
会和10年1月 円 (消費税及び地地地方済消費費稅を含む。)合和10年3月 円 (消費稅及び地地地方済消消費費稅を含む。)合和10年3月 円 (消費稅及び地地地方済消消費費稅を含む。)合和10年4月 円 (消費稅及び地地地方済消消費費稅を含む。)合和10年4月 円 (消費稅及び地地地方済消消費費稅を含む。)合和10年6月 円 (消費稅及び地地方方方消消費費稅を含含む。)合和10年6月 円 (消費稅及び地地方方方消消費費稅を含含む。)合和10年10月 円 (消費稅及及び地地方方方消消費費稅を含含む。)合和10年10月 円 (消費稅及及び地地方方済消費費稅を含含む。)合和10年10月 円 (消費稅及及び地地方方済消費費稅を含含む。)合和10年10月 円 (消費稅及及び地地方方済消費費稅を含含む。)合和11年10年11月 円 (消費稅稅及及び地地方方済消費費稅を含含む。)合和11年12月 円 (消費稅稅及及び地地方方方消費費稅稅を含含む。)合和11年12月 円 (消費稅稅及及び地地方方済消費費稅稅を含含む。)合和11年12月 円 (消費稅稅及び地地方方済消費費稅稅を含含む。)合和11年12月 円 (消費稅稅及びび地地方方済消費費稅稅を含含む。)合和11年9月 円 (消費稅稅及びび地地方方済消費費稅稅を含含む。)合和11年9月 円 (消費稅稅及びび地地方方済消費費稅稅を含含む。)合和11年9月 円 (消費稅稅及びび地地方方済消費費稅稅を含含む。)合和11年1月 円 (消費稅稅及びび地地方方済消費費稅稅を含含む。)合和11年1月 円 (消費稅稅及びび地地方方方消消費費稅稅を含含む。)合和11年1月 円 (消費稅稅及びび地地方方済消消費費稅稅を含含む。)合和11年1月 円 (消費稅稅及びび地地方方方消消費費稅稅を含含む。)合和11年1月 円 (消費稅稅及びび地地方方済消消費費稅稅を含含む。)合和11年1月 円 (消費稅稅及びび地地方方方消消費費稅稅を含含む。)合和11年1月 円 (消費稅稅及びび地地方方方消消費費稅稅を含含む。)合和11年1月 円 (消費稅稅及びび地地地方方済消消費費稅稅を含含む。)合和11年1月 円 (消費稅稅及びび地地方方方消消費費稅稅を含含む。)合和11年1月 円 (消費稅稅及びび地地方方方消消費費稅稅を含含む。)合和11年1月 円 (消費稅稅及びび地地方方方消消費費稅稅を含含む。)合和11年1月 円 (消費稅稅及びび地地方方方消消費費稅稅を含含む。)分分11年度1月 円 (消費稅稅及びび地地方方方消消費費稅稅を含含む。)分分11年度1月 円 (消費稅稅及びび地地方方済消費費稅稅を含含む。)分分11年度1月 円 (消費稅稅及びび地地方方消消費費稅稅を含含む。)分分11年度1月 円 (消費稅稅及びび地地方方消消費費稅稅を含含む。)分分11年度1月 円 (消費稅稅及びび地地方方消消費費稅稅を含含む。)分分11年度1月 円 (消費稅稅及びび地地方方消費費稅稅を含含む。)分分11年度1月 円 (消費稅稅及びび地地方方消消費費稅稅を含含む。。)分分11年度1月 円 (消費稅稅及びび地地方方消費費稅稅を含含む。。)分分11年度1月 円 (消費稅稅及びび地地方方消費費稅稅を含含む。。)分分11年度1月 円 (消費稅稅及びび地地方方消費費稅稅を含含む。。)分分11年度1月 円 (消費稅稅及びび地地地方方消費費稅稅を含含む。。)分分11年度1月 円 (消費稅稅及びび地地地方方消費費稅稅を含含。)。)分分11年度1月 円 (消費稅稅及びび地地地方方消消費費稅稅を含含む。。)分分11年度1月 円 (消費稅稅及びび地地地方方消消費費稅稅を含含。200000000000000000000000000000000000	<u> 17日 7 中 10 月</u> 今 和 0 年 11 日				超和	7 K	#h -	方 ib	4 身	, / } :			今	-	0 /
会和10年1月 円 (消費税及び地地地方済消費費稅を含む。)合和10年3月 円 (消費稅及び地地地方済消消費費稅を含む。)合和10年3月 円 (消費稅及び地地地方済消消費費稅を含む。)合和10年4月 円 (消費稅及び地地地方済消消費費稅を含む。)合和10年4月 円 (消費稅及び地地地方済消消費費稅を含む。)合和10年6月 円 (消費稅及び地地方方方消消費費稅を含含む。)合和10年6月 円 (消費稅及び地地方方方消消費費稅を含含む。)合和10年10月 円 (消費稅及及び地地方方方消消費費稅を含含む。)合和10年10月 円 (消費稅及及び地地方方済消費費稅を含含む。)合和10年10月 円 (消費稅及及び地地方方済消費費稅を含含む。)合和10年10月 円 (消費稅及及び地地方方済消費費稅を含含む。)合和11年10年11月 円 (消費稅稅及及び地地方方済消費費稅を含含む。)合和11年12月 円 (消費稅稅及及び地地方方方消費費稅稅を含含む。)合和11年12月 円 (消費稅稅及及び地地方方済消費費稅稅を含含む。)合和11年12月 円 (消費稅稅及び地地方方済消費費稅稅を含含む。)合和11年12月 円 (消費稅稅及びび地地方方済消費費稅稅を含含む。)合和11年9月 円 (消費稅稅及びび地地方方済消費費稅稅を含含む。)合和11年9月 円 (消費稅稅及びび地地方方済消費費稅稅を含含む。)合和11年9月 円 (消費稅稅及びび地地方方済消費費稅稅を含含む。)合和11年1月 円 (消費稅稅及びび地地方方済消費費稅稅を含含む。)合和11年1月 円 (消費稅稅及びび地地方方方消消費費稅稅を含含む。)合和11年1月 円 (消費稅稅及びび地地方方済消消費費稅稅を含含む。)合和11年1月 円 (消費稅稅及びび地地方方方消消費費稅稅を含含む。)合和11年1月 円 (消費稅稅及びび地地方方済消消費費稅稅を含含む。)合和11年1月 円 (消費稅稅及びび地地方方方消消費費稅稅を含含む。)合和11年1月 円 (消費稅稅及びび地地方方方消消費費稅稅を含含む。)合和11年1月 円 (消費稅稅及びび地地地方方済消消費費稅稅を含含む。)合和11年1月 円 (消費稅稅及びび地地方方方消消費費稅稅を含含む。)合和11年1月 円 (消費稅稅及びび地地方方方消消費費稅稅を含含む。)合和11年1月 円 (消費稅稅及びび地地方方方消消費費稅稅を含含む。)合和11年1月 円 (消費稅稅及びび地地方方方消消費費稅稅を含含む。)分分11年度1月 円 (消費稅稅及びび地地方方方消消費費稅稅を含含む。)分分11年度1月 円 (消費稅稅及びび地地方方済消費費稅稅を含含む。)分分11年度1月 円 (消費稅稅及びび地地方方消消費費稅稅を含含む。)分分11年度1月 円 (消費稅稅及びび地地方方消消費費稅稅を含含む。)分分11年度1月 円 (消費稅稅及びび地地方方消消費費稅稅を含含む。)分分11年度1月 円 (消費稅稅及びび地地方方消費費稅稅を含含む。)分分11年度1月 円 (消費稅稅及びび地地方方消消費費稅稅を含含む。。)分分11年度1月 円 (消費稅稅及びび地地方方消費費稅稅を含含む。。)分分11年度1月 円 (消費稅稅及びび地地方方消費費稅稅を含含む。。)分分11年度1月 円 (消費稅稅及びび地地方方消費費稅稅を含含む。。)分分11年度1月 円 (消費稅稅及びび地地地方方消費費稅稅を含含む。。)分分11年度1月 円 (消費稅稅及びび地地地方方消費費稅稅を含含。)。)分分11年度1月 円 (消費稅稅及びび地地地方方消消費費稅稅を含含む。。)分分11年度1月 円 (消費稅稅及びび地地地方方消消費費稅稅を含含。200000000000000000000000000000000000	口 们 岁 牛 II 月			典	超 72	, 7 K,	抽 -	<u>ト い</u>	3 追	<u>ر</u> ا		と			· /
会和10年2月	¬ 和 9 平 12 月												立	-	0 /
会和10年3月	<u> </u>				位 夕		地。	<u> 月 作</u>	1 多	7	比		<u> </u>		· /
会和10年3月	<u> </u>												斉		<u> </u>
令和 10 年 4 月 円 (消費税及 び地	<u> </u>			費	柷 及	び	地	万淮	1	7			含	む	。)
令和 10 年 4 月 円 (消費税及 び地	令和9年度計			ち消								預			円)
令和 10 年 5 月 円 (消費税及び地方消清費稅及で地方消清費稅稅稅稅和 10 年 7 月 円 (消費稅及び地方消費稅稅稅稅 2 含含含含含含む。)合和 10 年 7 月 円 円 (消費稅及び地方消消費稅稅稅稅稅 2 含含含む。)合和 10 年 9 月 円 (消費稅稅及び地方消消費稅稅稅稅稅稅 2 0 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	令 和 10 年 4 月			費	税及	じ	地	方 消	1 星	7			含	む	。)
令和10年6月 円 (消費税及び地地方消消費機稅を含含含む。) 合和10年8月 円 (消費稅及び地地方消消費機稅を含含含む。) 合和10年10月 円 (消費稅及び地地方消消費機稅を含含含む。) 合和10年10月 円 (消費稅及び地地方消消費機稅を含含含む。) 合和10年11月 円 (消費稅及び地地方消消費機稅を含含含む。) 合和10年11月 円 (消費稅及び地地方消消費機稅を含含含む。) 合和11年11月 円 (消費稅稅及び地地方消消費機稅を含含含含む。) 合和11年2月 円 (消費稅稅及び地地方消消費機稅必定含含含含む。) 合和11年2月 円 (消費稅稅及び地地方消消費機稅必定含含含含む。) 合和11年3月 円 (消費稅稅及び地地方消消費機稅の配合自由11年3月 円 (消費稅稅及び地地方消消費稅稅の金含含合。) 合和11年4月 円 (消費稅稅及び地地方消消費稅稅の配合自由11年4月 円 (消費稅稅及び地地方消消費機稅の配合自由11年4月 円 (消費稅稅及び地地方消消費機稅の配合自由11年4月 円 (消費稅稅及び地地方消消費機稅の配合自由11年4月 円 (消費稅稅及び地地方消消費機稅稅の配合自由11年1月 円 (消費稅稅及び地地方消消費機稅稅稅稅稅稅稅稅稅稅稅稅稅稅稅稅稅稅稅稅稅稅稅稅稅稅稅稅稅稅稅稅稅稅稅	令 和 10 年 5 月			費	税及	じび			1 化	7			含	む	。)
令和 10 年 7 月	令和10年6月				税及	び	地 :	方 消					含	-	,)
令和 10 年 10 月	会 和 10 年 7 日				税及	71	班 -	方 ^注	<u></u>	· ;			全	-	<u> </u>
令和 10 年 10 月	会和10年9月			書	税及	7 K	抽 -	方 沿	· 夕	· ·		か	全		, 1
令和 10 年 12 月 円 (消費稅及び地地方消消費稅を含含む。)合和 11 年 1 月 円 (消費稅及び地地方消消費稅を含含む。)合和 11 年 2 月 円 (消費稅及び地地方消消費稅を含含む。)合和 11 年 2 月 円 (消費稅及び地地方消消費稅を含含む。)合和 11 年 3 月 円 (消費稅及び地地方消消費稅稅を含含む。)合和 11 年 4 月 円 (消費稅及び地地方消消費稅稅を含含む。)合和 11 年 4 月 円 (消費稅及び地地方消消費稅稅を含含む。)分 6 和 11 年 5 月 円 (消費稅及び地地方消消費稅を含含む。)分 6 和 11 年 5 月 円 (消費稅及び地地方消消費稅を含含む。)分 6 和 11 年 7 月 円 (消費稅及び地地方消消費稅を含含む。)分 11 年 8 月 円 (消費稅及び地地方方消消費稅を含含む。)分 11 1 年 10 月 円 (消費稅及び地地方方消消費稅を含含む。)分 11 1 年 12 月 円 (消費稅及び地地方方消費費稅を含含む。)分 11 1 年 12 月 円 (消費費稅及び地地方方消消費費稅を含含む。)分 11 1 年 13 月 円 (消費費稅及び地地方方消消費稅を含含む。)分 11 1 年 13 月 円 (消費費稅及び地地方方消消費稅を含含む。)分 11 1 年 13 月 円 (消費費稅及び地地方方消費費稅を含含む。)分 11 1 年 13 月 円 (消費費稅及及び地地方方消費費稅を含含む。)分 11 1 年 11 月 円 (消費稅及及び地地方方消費費稅を含含む。)分 11 1 年 11 月 円 (消費費稅及及び地地方方消費費稅を含含む。)分 11 1 年 11 月 円 (消費費稅及及び地地方方消費費稅を含含む。)分 11 1 年 11 月 円 (消費費稅及及び地地方方消費費稅を含含む。) 11 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	户 和 10 午 0 月 今 和 10 年 0 日						Hh -	ケージ					皇	-	·)
令和 10 年 12 月 円 (消費稅及び地地方消消費稅を含含む。)合和 11 年 1 月 円 (消費稅及び地地方消消費稅を含含む。)合和 11 年 2 月 円 (消費稅及び地地方消消費稅を含含む。)合和 11 年 2 月 円 (消費稅及び地地方消消費稅を含含む。)合和 11 年 3 月 円 (消費稅及び地地方消消費稅稅を含含む。)合和 11 年 4 月 円 (消費稅及び地地方消消費稅稅を含含む。)合和 11 年 4 月 円 (消費稅及び地地方消消費稅稅を含含む。)分 6 和 11 年 5 月 円 (消費稅及び地地方消消費稅を含含む。)分 6 和 11 年 5 月 円 (消費稅及び地地方消消費稅を含含む。)分 6 和 11 年 7 月 円 (消費稅及び地地方消消費稅を含含む。)分 11 年 8 月 円 (消費稅及び地地方方消消費稅を含含む。)分 11 1 年 10 月 円 (消費稅及び地地方方消消費稅を含含む。)分 11 1 年 12 月 円 (消費稅及び地地方方消費費稅を含含む。)分 11 1 年 12 月 円 (消費費稅及び地地方方消消費費稅を含含む。)分 11 1 年 13 月 円 (消費費稅及び地地方方消消費稅を含含む。)分 11 1 年 13 月 円 (消費費稅及び地地方方消消費稅を含含む。)分 11 1 年 13 月 円 (消費費稅及び地地方方消費費稅を含含む。)分 11 1 年 13 月 円 (消費費稅及及び地地方方消費費稅を含含む。)分 11 1 年 11 月 円 (消費稅及及び地地方方消費費稅を含含む。)分 11 1 年 11 月 円 (消費費稅及及び地地方方消費費稅を含含む。)分 11 1 年 11 月 円 (消費費稅及及び地地方方消費費稅を含含む。)分 11 1 年 11 月 円 (消費費稅及及び地地方方消費費稅を含含む。) 11 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	7 和 10 年 9 月				化 以	, O,	地 -	万 作					文		• /
令和 11 年 2 月	令 和 10 年 10 月												겆		<u>。)</u>
令和 11 年 2 月	令 和 10 年 11 月				柷 及	: U	地	万作	9	7		を	含		。)
令和 11 年 2 月	令 和 10 年 12 月	<u> </u>] (消		税及	こび	地				锐	を	含	む	。)
令和 11 年 2 月 円 (消費稅及び地方消費稅稅金含む。。)合和 10 年度計	令 和 11 年 1 月	H] (消	費	税及		地	方 消	1 星	7	锐	を	含	む	。)
令和 11 年 3 月	令 和 11 年 2 月	H] (消	費	税及	こび	地	方 消	1 星	7	锐	を	含	む	。)
令和 11 年 4 月 円 (消費税及び地方消費税税を含含む。) 合	令 和 11 年 3 月	P] (消										含	む	,)
令和 11 年 4 月	会和 10 年度計				費 税	. 及で	・地フ	方 消							円)
令和 11 年 5 月 円 (消費税及び地方消費稅を含含。。。) 合令和 11 年 6 月 円 (消費稅及び地方消費稅を含含。。。) 合令和 11 年 8 月 円 (消費稅及及び地方消消費稅を含含。。。) 合令和 11 年 9 月 円 (消費稅及及び地方消消費稅を含含。。。) 合令和 11 年 10 月 円 (消費稅及及び地方消消費稅を含含。。。) 合令和 11 年 10 月 円 (消費稅及及び地方消消費稅を含含。。。) 合令和 11 年 11 月 円 (消費稅及及び地方消消費稅を含含。。。) 合令和 11 年 12 月 円 (消費稅及及び地方消消費稅及を含含。。。) 合令和 12 年 1 月 円 (消費稅及及び地方消消費稅及を含含。。。) 合令和 12 年 2 月 円 (消費稅及及び地方消消費稅稅を含含。。。) 合令和 12 年 2 月 円 (消費費稅及及び地方消消費稅稅。を含含。。。) 合令和 12 年 6 月 円 (消費稅稅及び地方消消費稅稅。在 12 年 6 月 円 (消消費稅稅及及び地方方消消費稅稅を含含。。。) 合令和 12 年 6 月 円 (消消費稅稅及及び地方方消消費稅稅を含含。。。) 合令和 12 年 9 月 円 (消消費稅稅及及び地方方消消費稅稅を含含。。。) 合令和 12 年 1 月 円 (消消費稅稅及び地方方消消費稅稅を含含。。。) 合令和 12 年 1 月 円 (消消費稅稅及及び地方方消消費稅稅を含含。。。) 合令和 12 年 1 月 円 (消消費稅稅及及び地方方消消費稅稅を含含。。。) 合令和 13 年 2 月 円 (消消費稅稅及及び地方方消消費稅稅を含含。。。) 合令和 13 年 2 月 円 (消消費稅稅及及び地方方消消費稅稅を含含。。。) 合令和 13 年 2 月 円 (消消費稅稅及及び地方方消消費稅稅を含含。。。) 合令和 13 年 8 月 円 (消消費稅稅及及び地方方消消費稅稅を含含。。。) 合令和 13 年 8 月 円 (消消費稅稅及及び地方方消費費稅稅を含含。。。) 合令和 13 年 8 月 円 (消消費稅稅及及び地方方消費費稅稅を含。。。) 合令和 13 年 9 月 円 (消消費稅稅及及び地方方消費費稅稅を含。。。) 合令和 13 年 9 月 円 (消消費稅稅及及び地方方消費費稅稅を含。。。) 合令和 13 年 9 月 円 (消消費稅稅及及び地方方消費費稅稅を含。。。) 合令和 13 年 1 月 円 (消消費稅稅及及び地方方消費費稅稅を含。。。) 合令和 13 年 1 月 円 (消消費稅稅及び地方方消費費稅稅を含。。。) 分令和 13 年 1 月 円 (消消費稅稅及及び地方方消費費稅稅を含。。。) 分令和 13 年 1 月 円 (消消費稅稅及及び地方方消費費稅稅を含。。。) 分令和 13 年 1 月 円 (消消費稅稅及び地方方消費費稅稅を含。。。) 分令和 14 年 2 月 円 (消費費稅稅及び地方方消費費稅稅を含。。。) 分令和 14 年 2 月 円 (消費費稅及び地方方消費費稅稅を含。。。)	会和11年4日			書			批 :	方 淮					含	J.P	1
会和 11 年 6 月 円 (消費税及び地方消消費稅を含む。) 合和 11 年 8 月 円 (消費稅及び地方消消費稅を含む。) 合和 11 年 9 月 円 (消費稅及び地方消消費稅を含む。) 合和 11 年 10 月 円 (消費稅及び地方消消費稅を含含む。) 合和 11 年 10 月 円 (消費稅及び地方消消費稅を含含む。) 合和 11 年 11 月 円 (消費稅及び地方消消費稅を含含む。) 合和 11 年 12 月 円 (消費稅及び地方消消費稅を含含む。) 合和 11 年 12 月 円 (消費稅及び地方消消費稅を含含む。) 合和 12 年 2 月 円 (消費费稅及び地方消消費稅を含含む。) 合和 12 年 2 月 円 (消消費稅及び地方消消費稅の額 円) (消費费稅及び地方消消費稅稅を含含む。) 合和 12 年 6 月 円 (消消費稅及び地方消消費稅稅を含含む。) 合和 12 年 8 月 円 (消消費稅及び地方消消費稅稅を含含む。) 合和 12 年 8 月 円 (消消費稅及び地方消消費稅稅を含含む。) 合和 12 年 8 月 円 (消消費稅及び地方消消費稅稅を含含む。) 合和 12 年 9 月 円 (消消費稅及び地方消消費稅をを含含む。) 合和 12 年 9 月 円 (消消費稅及び地方消消費稅稅を含含む。) 合和 12 年 1月 円 (消消費稅及び地方消消費稅稅を含含む。) 合和 12 年 1月 円 (消消費稅及び地方消消費稅稅を含含む。。) 合和 12 年 1月 円 (消消費稅及び地方消消費稅稅を含含む。。) 合和 12 年 1月 円 (消消費稅及び地方消消費稅稅を含含む。。) 合和 13 年 2 月 円 (消消費稅及び地方消消費稅稅を含含む。。) 合和 13 年 4 月 円 (消消費稅及び地方消消費稅稅を含含む。。) 合和 13 年 5 月 円 (消消費稅及び地方消消費稅稅を含含む。。) 合和 13 年 5 月 円 (消消費稅及び地方消消費稅稅を含含む。。) 合和 13 年 6 月 円 (消消費稅及び地方消消費稅稅を含含む。。) 合和 13 年 8 月 円 (消消費稅及び地方消消費稅稅を含含む。。) 合和 13 年 9 月 円 (消消費稅及び地方消消費稅を含含む。。) 合和 13 年 1 月 円 (消消費稅及び地方消消費稅を含含む。。) 合和 13 年 1 月 円 (消消費稅及及び地方消消費稅を含含む。。) 合和 13 年 1 月 円 (消消費稅及及び地方消消費稅を含含。。) 合和 13 年 1 月 円 (消消費稅及及び地方消消費稅を含含。。。) 合和 13 年 1 月 円 (消費稅及及び地方消費稅を含含。。。) 分和 13 年 1 月 円 (消費稅及及び地方消費稅を含含。。。) 分和 13 年 1 月 円 (消費稅及及び地方消費稅を含含。。。) 分和 14 年 2 月 円 (消費稅及び地方消費稅を含含。。。) 分和 14 年 2 月 円 (消費稅及及び地方消費稅を含含。。。) 分和 14 年 2 月 円 (消費稅及及び地方消費稅を含含。。。) 分和 14 年 2 月 円 (消費稅及及び地方消費稅 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	今 和 11 年 5 日						抽 -	方 淀					今	-	· /
令和 11 年 19 月	户和II 年 5 月						- Hu -	方 ir					今	-	· /
令和 11 年 19 月	7 4 11 年 5 月													-	0 /
令和 11 年 19 月	<u> </u>												<u> 구</u>		<u>。)</u>
令和 11 年 10 月 円 (消費税及び地方消費税をを含む。。)合和 11 年 11 月 円 (消費稅及び地方消費稅をを含む。。)合和 11 年 11 月 円 (消費稅及び地方消費稅稅を含含む。。)合和 12 年 1 月 円 (消費稅及び地方消費稅稅を含含む。。)合和 12 年 2 月 円 (消費稅及び地方消費稅稅を含含む。。)合和 12 年 3 月 円 (消費稅及び地方消費稅稅を含含む。。)合和 11 年度計	令 和 11 年 8 月								9 1	7			3		<u>。)</u>
令和 11 年 12 月 円 (消費税及び地方消費税を含むむ。) 合和 12 年 1 月 円 (消費税及び地方消費税を含むむ。) 合和 12 年 2 月 円 (消費税及び地方消費税を含むむ。) 合和 12 年 3 月 円 (消費税及び地方消費税を含むむ。) 合和 11 年度計 0 円 (消費税及び地方消費税を含含む。) 合和 12 年 4 月 円 (消費税及び地方消費税を含含む。。) 合和 12 年 6 月 円 (消費税及び地方消費税 を含含む。。) 合和 12 年 6 月 円 (消費税及び地方消費费税を含含む。。) 合和 12 年 7 月 円 (消費税及び地方消消费税 を含含む。。) 合和 12 年 8 月 円 (消費税及び地方消消费税 を含含む。。) 合和 12 年 8 月 円 (消費税及及び地方消消费税 を含含む。。) 合和 12 年 10 月 円 (消費费税及及び地方消消费税 を含含む。。) 合和 12 年 10 月 円 (消費费税及及び地方消消费税 を含含む。。) 合和 12 年 10 月 円 (消費费税及及び地方方消消费税 を含含む。。) 合和 13 年 2 月 円 (消費费税及及び地方消消费税 を含含む。。) 合和 13 年 2 月 円 (消費费税及及び地方消消费税 を含含む。。) 合和 13 年 4 月 円 (消費税及及び地方方消費费税 を含含む。。) 合和 13 年 8 月 円 (消費税及及び地方方消費费税 を含含む。。) 合和 13 年 1 月 円 (消費税及及び地方方消費费税 を含含む。。) 分和 13 年 1 月 円 (消費税及及び地方方消費费税 を含含む。。) 合和 13 年 1 月 円 (消費税及及び地方方消費费税 を含含む。。) 分和 13 年 1 月 円 (消費税及及び地方方消費税 2 0 0 0 0 0 5 1 1 2 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	令 和 11 年 9 月			費	税 及	: O			9	7			含		。)
令和 11 年 12 月 円 (消費税及び地方消費税を含むむ。) 合和 12 年 1 月 円 (消費税及び地方消費税を含むむ。) 合和 12 年 2 月 円 (消費税及び地方消費税を含むむ。) 合和 12 年 3 月 円 (消費税及び地方消費税を含むむ。) 合和 11 年度計 0 円 (消費税及び地方消費税を含含む。) 合和 12 年 4 月 円 (消費税及び地方消費税を含含む。。) 合和 12 年 6 月 円 (消費税及び地方消費税 を含含む。。) 合和 12 年 6 月 円 (消費税及び地方消費费税を含含む。。) 合和 12 年 7 月 円 (消費税及び地方消消费税 を含含む。。) 合和 12 年 8 月 円 (消費税及び地方消消费税 を含含む。。) 合和 12 年 8 月 円 (消費税及及び地方消消费税 を含含む。。) 合和 12 年 10 月 円 (消費费税及及び地方消消费税 を含含む。。) 合和 12 年 10 月 円 (消費费税及及び地方消消费税 を含含む。。) 合和 12 年 10 月 円 (消費费税及及び地方方消消费税 を含含む。。) 合和 13 年 2 月 円 (消費费税及及び地方消消费税 を含含む。。) 合和 13 年 2 月 円 (消費费税及及び地方消消费税 を含含む。。) 合和 13 年 4 月 円 (消費税及及び地方方消費费税 を含含む。。) 合和 13 年 8 月 円 (消費税及及び地方方消費费税 を含含む。。) 合和 13 年 1 月 円 (消費税及及び地方方消費费税 を含含む。。) 分和 13 年 1 月 円 (消費税及及び地方方消費费税 を含含む。。) 合和 13 年 1 月 円 (消費税及及び地方方消費费税 を含含む。。) 分和 13 年 1 月 円 (消費税及及び地方方消費税 2 0 0 0 0 0 5 1 1 2 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	令 和 11 年 10 月	<u> </u>] (消	費	税及	び	地	方 消	1 費	7	锐	を	含	む	。)
令和 11 年 12 月 円 (消費税及び地方消費税を含むむ。) 合和 12 年 1 月 円 (消費税及び地方消費税を含むむ。) 合和 12 年 2 月 円 (消費税及び地方消費税を含むむ。) 合和 12 年 3 月 円 (消費税及び地方消費税を含むむ。) 合和 11 年度計 0 円 (消費税及び地方消費税を含含む。) 合和 12 年 4 月 円 (消費税及び地方消費税を含含む。。) 合和 12 年 6 月 円 (消費税及び地方消費税 を含含む。。) 合和 12 年 6 月 円 (消費税及び地方消費费税を含含む。。) 合和 12 年 7 月 円 (消費税及び地方消消费税 を含含む。。) 合和 12 年 8 月 円 (消費税及び地方消消费税 を含含む。。) 合和 12 年 8 月 円 (消費税及及び地方消消费税 を含含む。。) 合和 12 年 10 月 円 (消費费税及及び地方消消费税 を含含む。。) 合和 12 年 10 月 円 (消費费税及及び地方消消费税 を含含む。。) 合和 12 年 10 月 円 (消費费税及及び地方方消消费税 を含含む。。) 合和 13 年 2 月 円 (消費费税及及び地方消消费税 を含含む。。) 合和 13 年 2 月 円 (消費费税及及び地方消消费税 を含含む。。) 合和 13 年 4 月 円 (消費税及及び地方方消費费税 を含含む。。) 合和 13 年 8 月 円 (消費税及及び地方方消費费税 を含含む。。) 合和 13 年 1 月 円 (消費税及及び地方方消費费税 を含含む。。) 分和 13 年 1 月 円 (消費税及及び地方方消費费税 を含含む。。) 合和 13 年 1 月 円 (消費税及及び地方方消費费税 を含含む。。) 分和 13 年 1 月 円 (消費税及及び地方方消費税 2 0 0 0 0 0 5 1 1 2 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	令 和 11 年 11 月] (消	費	税及	び	地	方 消	自費	7	锐	を	含	む	。)
令和 $12 = 1$ 月 円 (消費稅及 0 地 方 消費稅 0 を 含含 0 。) 分令和 $12 = 2$ 月 円 (消費稅及 0 地 方 消費稅 0 を 含含 0 。) 分令和 $12 = 2$ 月 円 (消費稅及 0 地 0 为 消費稅 0 を 含含 0 。) 分令和 0 0 中 0 为 0 有 0 中 0 为 0 中 0 中 0 为 0 中 0 中 0 为 0 中 0 н 0 中 0	令和11年12月	<u> </u>		-#+			- 네뇨	片 沿	4 星						。)
令和 12 年 2 月 円 (消費税及び地方消費税を含含む。) 合和 12 年 3 月 円 (消費税及び地方消費税を含含む。) 合和 12 年 4 月 円 (消費税及び地方消費税を含含む。) 合和 12 年 5 月 円 (消費税及び地方消費税を含含む。) 合和 12 年 6 月 円 (消費税及び地方消費税を含含む。) 合和 12 年 7 月 円 (消費税及び地方消費税を含含む。) 合和 12 年 7 月 円 (消費税及び地方消費税を含含む。) 合和 12 年 8 月 円 (消費税及び地方消費税を含含む。) 合和 12 年 10 月 円 (消費税及び地方消費税を含含む。。) 合和 12 年 10 月 円 (消費税及び地方消費税を含含む。。) 合和 12 年 10 月 円 (消費税及び地方消費税を含含む。。) 合和 12 年 11 月 円 (消費税及び地方消費税を含含さむ。) 合和 12 年 12 月 円 (消費税及び地方消費税を含含さむ。) 合和 13 年 2 月 円 (消費税及び地方消費税 を含含さむ。) 合和 13 年 2 月 円 (消費税及び地方消費费税を含含さむ。) 合和 13 年 4 月 円 (消費税及び地方消費费税を含含さむ。) 合和 13 年 8 月 円 (消費费税及び地方消費费税を含含さむ。) 合和 13 年 8 月 円 (消費费税及び地方消費费税を含含さむ。) 合和 13 年 10 月 円 (消費费税及び地方消費费税を含含さむ。) 合和 13 年 12 月 円 (消費费税及び地方消費费税を含含さむ。) 合和 13 年 12 月 円 (消費费税及び地方消費费税を含含:。) 分和 13 年 12 月 円 (消費税及び地方消費费税を含含:。) 分和 13 年 12 月 円 (消費税及び地方消費税 20 元。)] (消	費	税及	こび	地 ,	/J 11 ⁻	, ,	7	婗	を	含	む	- (
令和 12 年 3 月		Į.											含		,)
令和 11 年度計	令 和 12 年 1 月	T.] (消	費	税及	び	地	方 消	1 星	7	锐	を	<u>含</u> 含	む	。)
令和 12 年 4 月	令 和 12 年 1 月 令 和 12 年 2 月	T.] (消]	費費	税 税 及	びび	地力地力	方 消方 消	自 星 自 星		<u>锐</u> 锐	をを	含含含	むむ	。)
令和 12 年 5 月	令 和 12 年 1 月 令 和 12 年 2 月 令 和 12 年 3 月	T. T.	(消 (消 (消	費費	税 税 税 及	: び : び : び	地 地 フ 地	方	有 星		锐 脱 脱	ををを	含含含	むむ	。) 。)
令和12年6月 円 (消費税及び地方消費税を含含む。。) 令和12年8月 円 (消費税及及び地方消費税を含含む。。) 令和12年9月 円 (消費税及及び地方消費税を含含む。。) 令和12年9月 円 (消費税及及び地方消費税を含含む。。) 令和12年11月 円 (消費税及及び地方消費费税を含含む。。) 令和12年12月 円 (消費税及及び地方消費费税を含含む。。) 令和13年1月 円 (消費税及及び地方消費费税を含含む。。) 令和13年2月 円 (消費费税及及び地方消費费税を含含む。。) 令和13年3月 円 (消費费税及及び地方消費费税を含含む。。) 令和13年4月 円 (消費费税及及び地方消費费税を含含む。。) 令和13年4月 円 (消費费税及及び地方消費费税を含含む。。) 令和13年6月 円 (消費费税及及び地方消費费税を含含む。。) 令和13年7月 円 (消費费税及び地方消費费税を含含む。。) 令和13年7月 円 (消費费税及び地方消費费税を含含む。。) 令和13年7月 円 (消費费税及び地方消費费税を含含む。。) 令和13年17月 円 (消費费税及び地方消費费税を含含さむ。。)	令和12年1月 令和12年2月 令和12年3月 令和11年度計	# # # # # 0 #	(消 (消 (消 (う	費費費	税 及 税 税 税 费	: び : び : ひ ! 及 U	地 プ 地 プ 地 プ	方 消 消 消 消	1 費		脱脱り	ををを頂	含含含含	むむむむ	١
令和12年8月 円 (消費税及び地方消費税を含む。) 令和12年9月 円 (消費税及び地方消費税を含む。。) 令和12年10月 円 (消費税及び地方消費税を含む。。) 令和12年12月 円 (消費税及び地方消費税を含む。。) 令和13年1月 円 (消費税及び地方消費税を含む。。) 令和13年2月 円 (消費税及び地方消費税を含む。。) 令和13年2月 円 (消費税及び地方消費税の額 円) 令和13年3月 円 (消費税及び地方消費税の額 円) 令和13年4月 円 (消費税及び地方消費税を含さむ。) 令和13年6月 円 (消費税及び地方消費税を含含む。。) 令和13年6月 円 (消費税及び地方消費税を含含む。。) 令和13年7月 円 (消費税及び地方消費税を含含む。。) 令和13年7月 円 (消費税及び地方消費税を含含む。。) 令和13年8月 円 (消費税及び地方消費税を含含む。。) 令和13年8月 円 (消費税及び地方消費税を含含む。。) 令和13年8月 円 (消費税及び地方消費税を含含む。。) 令和13年8月 円 (消費税及び地方消費税を含含む。。) 令和13年8月 円 (消費税及び地方消費税を含含む。。) 令和13年9月 円 (消費税及び地方消費税を含含む。。) 令和13年9月 円 (消費税及び地方消費税を含含む。。) 令和13年9月 円 (消費税及び地方消費税を含含む。。)	令和12年1月 令和12年2月 令和12年3月 令和12年度計 令和12年4月	F. F	(消 (消 (消 (消 (消	費費が費	税及税税税税	: び : び : び ! 及 ひ	地 地 地 地 地 力 地 力	方方方方方方方	自 書 書 書 書 書	きがり	脱脱の脱り	ををを頂を	含含含含含	むむむむむ	。)
令和12年8月 円 (消費税及び地方消費税を含む。) 令和12年9月 円 (消費税及び地方消費税を含む。。) 令和12年10月 円 (消費税及び地方消費税を含む。。) 令和12年12月 円 (消費税及び地方消費税を含む。。) 令和13年1月 円 (消費税及び地方消費税を含む。。) 令和13年2月 円 (消費税及び地方消費税を含む。。) 令和13年2月 円 (消費税及び地方消費税の額 円) 令和13年3月 円 (消費税及び地方消費税の額 円) 令和13年4月 円 (消費税及び地方消費税を含さむ。) 令和13年6月 円 (消費税及び地方消費税を含含む。。) 令和13年6月 円 (消費税及び地方消費税を含含む。。) 令和13年7月 円 (消費税及び地方消費税を含含む。。) 令和13年7月 円 (消費税及び地方消費税を含含む。。) 令和13年8月 円 (消費税及び地方消費税を含含む。。) 令和13年8月 円 (消費税及び地方消費税を含含む。。) 令和13年8月 円 (消費税及び地方消費税を含含む。。) 令和13年8月 円 (消費税及び地方消費税を含含む。。) 令和13年8月 円 (消費税及び地方消費税を含含む。。) 令和13年9月 円 (消費税及び地方消費税を含含む。。) 令和13年9月 円 (消費税及び地方消費税を含含む。。) 令和13年9月 円 (消費税及び地方消費税を含含む。。)	令和12年1月 令和12年2月 令和12年3月 令和12年8月 令和12年4月 令和12年5月	# # # # # # # # # #	(消 (消 (消 (消 (消 (消 (消	費費り費費	税税费税税费税及税及税及	びびび び ひ ひ ひ ひ ひ ひ ひ ひ ひ ひ ひ ひ ひ ひ ひ ひ ひ	地 地 地 地 地 地 地 力 地 カ フ カ カ	方方方方方方方	有有有有有有有有有有有有有有有有有有有有有有有有有有有有有有有有有有有有		脱脱 の 脱脱	ををを頂をを	含含含含 含含	むむむむむむむ	。)
令和 12 年 9 月 円 (消費税及び地方消費税を含む。) 令和 12 年 10 月 円 (消費税及び地方消費税を含む。) 合和 12 年 11 月 円 (消費税及び地方消費税を含むむ。) 合和 12 年 12 月 円 (消費税及び地方消費税を含含む。) 合和 13 年 1 月 円 (消費税及び地方消費税を含含む。) 合和 13 年 2 月 円 (消費税及び地方消費税を含含む。) 合和 13 年 4 月 円 (消費税及び地方消費税を含むむ。) 合和 13 年 4 月 円 (消費税及び地方消費税を含含む。) 合和 13 年 5 月 円 (消費税及び地方消費税を含含む。) 合和 13 年 6 月 円 (消費税及び地方消費税を含含む。) 合和 13 年 8 月 円 (消費税及び地方消費税を含含む。) 合和 13 年 8 月 円 (消費税及び地方消費税を含含む。) 合和 13 年 8 月 円 (消費税及び地方消費税を含含む。) 合和 13 年 10 月 円 (消費税及び地方消費税を含含む。) 合和 14 年 1 月 円 (消費税及び地方消費税を含含む。) 合和 14 年 2 月 円 (消費税及び地方消費税を含含む。)	令和12年月月 令和12年月 令和12年月 令和11年年月 令和12年月 令和12年月 令和12年月 令和12年月 令和12年6月	######################################	(消 (消 (消 (う (消 (消 (消	費費り費費費	税税税費税税税	びびびびびびびびびび	地地は地地地地地地地	方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方	有有要有要要要		脱脱脱の脱脱脱	をを変変をを	含含含含 含含	むむむむむむむむ	。)
令和 12 年 9 月 円 (消費税及び地方消費税を含む。) 令和 12 年 10 月 円 (消費税及び地方消費税を含む。) 合和 12 年 11 月 円 (消費税及び地方消費税を含むむ。) 合和 12 年 12 月 円 (消費税及び地方消費税を含含む。) 合和 13 年 1 月 円 (消費税及び地方消費税を含含む。) 合和 13 年 2 月 円 (消費税及び地方消費税を含含む。) 合和 13 年 4 月 円 (消費税及び地方消費税を含むむ。) 合和 13 年 4 月 円 (消費税及び地方消費税を含含む。) 合和 13 年 5 月 円 (消費税及び地方消費税を含含む。) 合和 13 年 6 月 円 (消費税及び地方消費税を含含む。) 合和 13 年 8 月 円 (消費税及び地方消費税を含含む。) 合和 13 年 8 月 円 (消費税及び地方消費税を含含む。) 合和 13 年 8 月 円 (消費税及び地方消費税を含含む。) 合和 13 年 10 月 円 (消費税及び地方消費税を含含む。) 合和 14 年 1 月 円 (消費税及び地方消費税を含含む。) 合和 14 年 2 月 円 (消費税及び地方消費税を含含む。)	令和12年1月 令和12年2月 令和12年度3月 令和12年度4月 令和12年6月 和12年7月	######################################	(消消 (消消 (消う消消 (消消 (消消 (消消 (消消	費費費費費費	税税税费税税税税	びびびびびびびびびびび	地 地 地 地 地 地 地 地 地 カ フ フ フ フ フ フ フ フ フ フ	方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方	有		脱脱脱の脱脱脱脱	をを変ををを	含含含含 含含含	ななななななな	。)
令和 12 年 10 月 円 (消費税及び地方消費税を含むむ。) 令和 12 年 11 月 円 (消費税及び地方消費税を含むむ。) 令和 13 年 1 月 円 (消費税及び地方消費税を含含む。。) 令和 13 年 2 月 円 (消費税及び地方消費税を含含む。。) 令和 13 年 3 月 円 (消費税及び地方消費税を含含む。。) 令和 13 年 4 月 円 (消費税及び地方消費税を含含む。。) 令和 13 年 4 月 円 (消費税及び地方消費税を含含む。。) 令和 13 年 6 月 円 (消費税及び地方消費税を含含む。。) 令和 13 年 6 月 円 (消費税及び地方消費税を含含む。。) 令和 13 年 7 月 円 (消費税及び地方消費税を含含む。。) 令和 13 年 8 月 円 (消費税及び地方消費税を含含む。。) 令和 13 年 8 月 円 (消費税及び地方消費税を含含む。。) 令和 13 年 10 月 円 (消費税及び地方消費税を含含む。。) 令和 13 年 10 月 円 (消費税及び地方消費税を含含む。。) 令和 13 年 10 月 円 (消費税及び地方消費税を含含む。。) 令和 13 年 11 月 円 (消費税及び地方消費税を含含む。。) 令和 14 年 1 月 円 (消費税及び地方消費税を含含む。。) 令和 14 年 1 月 円 (消費税及び地方消費税を含含む。。) 令和 14 年 2 月 円 (消費税及び地方消費税を含含む。。)	令和12年1月 令和12年2月 令和12年年3月 令和12年年4月 令和12年年5月 令和12年年6月 令和12年8月 令和12年8月 令和12年8月	# P	(消消 (消消	費費費費費費費	税税税费税税税税税税	びびびびびびびびびびびびびびび	地 地 地 地 地 地 地 地 地 地 地 地 カ ラ ラ ラ ラ ラ ラ ラ ラ ラ ラ ラ ラ ラ	方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方	角角 費 有 費 費 費 費		脱脱の脱脱脱脱脱	をを変をををを	含含含含含 含含含含含含含含		。) 。) 。)
令和12年12月 円 (消費税及び地方消費税を含む。) 令和13年2月 円 (消費税及び地方消費税を含む。) 令和13年2月 円 (消費税及び地方消費税を含む。) 令和13年3月 円 (消費税及び地方消費税の額 円) 令和13年4月 円 (消費税及び地方消費税の額 円) 令和13年4月 円 (消費税及び地方消費税を含む。) 令和13年5月 円 (消費税及び地方消費税を含む。。) 令和13年6月 円 (消費税及び地方消費税を含む。。) 令和13年7月 円 (消費税及び地方消費税を含む。。) 令和13年8月 円 (消費税及び地方消費税を含含む。。) 令和13年9月 円 (消費税及び地方消費税を含含む。。) 令和13年9月 円 (消費税及び地方消費税を含含む。。) 令和13年9月 円 (消費税及び地方消費税を含含む。。) 令和13年9月 円 (消費税及び地方消費税を含含む。。) 令和13年1月 円 (消費税及び地方消費税を含含む。。) 令和13年1月 円 (消費税及び地方消費税を含含む。。) 令和13年1月 円 (消費税及び地方消費税を含含む。。) 令和14年1月 円 (消費税及び地方消費税を含含む。。)	令和12年2月月 令和12年年3月 有和12年年5月 令和12年年5月 令和12年年6月月 令和12年年8月月 有和12年年9月 令和12年9月	# P	(消消 (消消	費費費費費費費	税税税费税税税税税税	びびびびびびびびびびびびびびび	地 地 地 地 地 地 地 地 地 地 地 地 カ ラ ラ ラ ラ ラ ラ ラ ラ ラ ラ ラ ラ ラ	方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方	角角 費 有 費 費 費 費		脱脱の脱脱脱脱脱	をを変をををを	含含含含含含含含含含含含含含含含含含含含含含含含含含含含含含含含含含含含含含		。) 。) 。)
令和12年12月 円 (消費税及び地方消費税を含む。) 令和13年2月 円 (消費税及び地方消費税を含む。) 令和13年2月 円 (消費税及び地方消費税を含む。) 令和13年3月 円 (消費税及び地方消費税の額 円) 令和13年4月 円 (消費税及び地方消費税の額 円) 令和13年4月 円 (消費税及び地方消費税を含む。) 令和13年5月 円 (消費税及び地方消費税を含む。。) 令和13年6月 円 (消費税及び地方消費税を含む。。) 令和13年7月 円 (消費税及び地方消費税を含む。。) 令和13年8月 円 (消費税及び地方消費税を含含む。。) 令和13年9月 円 (消費税及び地方消費税を含含む。。) 令和13年9月 円 (消費税及び地方消費税を含含む。。) 令和13年9月 円 (消費税及び地方消費税を含含む。。) 令和13年9月 円 (消費税及び地方消費税を含含む。。) 令和13年1月 円 (消費税及び地方消費税を含含む。。) 令和13年1月 円 (消費税及び地方消費税を含含む。。) 令和13年1月 円 (消費税及び地方消費税を含含む。。) 令和14年1月 円 (消費税及び地方消費税を含含む。。)	令和12年2月月 令和12年年3月 有和12年年5月 令和12年年5月 令和12年年6月月 令和12年年8月月 有和12年年9月 令和12年9月	P P P P P P P P P P P P P P P P P P P	(消消 (消消	費費を費費費費費	税税税费税税税税税税税	びびびびびびびびびびびびびびびびびびびびびびびびびびびびびびびびびびびびび	地地地地地地地地地地地 地地地地地地地地地地地	方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方			脱脱の脱脱脱脱脱脱	をを質ををををを	含含含含含含含含含含含含含含含含含含含含含含含含含含含含含含含含含含含含含含	せせせせせむむむ	。) 。) 。)
令和 13 年 1 月 円 (消費税及び地方消費税を含む。)合和 13 年 2 月 円 (消費税及び地方消費税を含む。)合和 13 年 3 月 円 (消費税及び地方消費税の額 円)合和 13 年 4 月 円 (消費税及び地方消費税の額 円)合和 13 年 4 月 円 (消費税及び地方消費税を含む。。)合和 13 年 6 月 円 (消費税及び地方消費税を含むむ。)合和 13 年 7 月 円 (消費税及び地方消費税を含むむ。)合和 13 年 8 月 円 (消費税及び地方消費税を含むむ。)合和 13 年 8 月 円 (消費税及び地方消費税を含む。。)合和 13 年 9 月 円 (消費税及び地方消費税を含む。。)合和 13 年 10 月 円 (消費税及び地方消費税を含む。。)合和 13 年 10 月 円 (消費税及び地方消費税を含むむ。)合和 13 年 11 月 円 (消費税及び地方消費税を含さむ。)合和 14 年 1 月 円 (消費税及び地方消費税を含さむ。)合和 14 年 2 月 円 (消費税及び地方消費税を含含む。。)合和 14 年 2 月 円 (消費税及び地方消費税を含含む。。)合和 14 年 2 月 円 (消費税及び地方消費税を含含む。。)	令和12年2月月 令和12年年3月 有和12年年5月 令和12年年5月 令和12年年6月月 令和12年年8月月 有和12年年9月 令和12年9月	######################################	(消消消 (消消消 (消消消消消消消消消消消消消消消消消消消消消消消	費費費 費費費費費	税税税费税税税税税税税及及及及及及及及及及及及及及及及及及及及及及及及及及及及	び び び び び び び び び び び び び び び び び び び	地地地地地地地地地地地 地地地地地地地地地地地	方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方			脱脱の脱脱脱脱脱脱脱	ををを変をををををを	含含含含含含含含含含含含含含含含含含含含含含含含含含含含含含含含含含含含含含	せせせせせせせせせ	。) 。) 。)
令和13年2月 円(消費税及び地方消費税を含む。) 令和13年3月 円(消費税及び地方消費税を含む。) 令和12年度計 0円(うち消費税及び地方消費税の額 令和13年4月 円(消費税及び地方消費税の額 令和13年5月 円(消費税及び地方消費税を含含む。) 令和13年6月 円(消費税及び地方消費税を含含む。) 令和13年7月 円(消費税及び地方消費税を含含む。) 令和13年8月 円(消費税及び地方消費税を含含む。) 令和13年9月 円(消費税及び地方消費税を含含む。) 令和13年1月 円(消費税及び地方消費税を含含む。) 令和13年11月 円(消費税及び地方消費税を含含む。) 令和14年1月 円(消費税及び地方消費税を含含む。。) 令和14年2月 円(消費税及び地方消費税を含含む。。) 令和14年2月 円(消費税及び地方消費税を含含む。。) 令和13年度計 円(消費税及び地方消費税を含含む。。)	令和12年1月 令和12年2月 令和12年43月 令和12年年5月 令和12年6月 令和12年6月 令和12年6月 令和12年8月 令和12年9月 令和12年9月 令和12年1月 令和12年1月	# # # # # # # # # # # # # # # # # # #	(消消消 (消消消 (消消消消消消消消消消消消消消消消消消消消消消消	費費費費費費費費	税税税费税税税税税税税税及及及及及及及及及及及及及及及及及及及及及及及及及及及	び び び ひ び び び び び び び び び び び び び び び び	地地地地地地地地地地地	方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方			脱脱の脱脱脱脱脱脱脱脱脱	ををを変をををををを	含含含含 含含含含含含含含含含	せせむ むむむむむむむ	。) 。) 。) 。) 。)
令和13年3月 円(消費税及び地方消費税の額 円) 令和12年度計 0円(うち消費税及び地方消費税の額 円) 令和13年4月 円(消費税及び地方消費税の額 円) 令和13年5月 円(消費税及び地方消費税を含含む。) 令和13年6月 円(消費税及び地方消費税を含含む。) 令和13年7月 円(消費税及び地方消費税を含含む。) 令和13年8月 円(消費税及び地方消費税を含含む。) 令和13年9月 円(消費税及び地方消費税を含含む。) 令和13年10月 円(消費税及び地方消費税を含含む。) 令和13年11月 円(消費税及び地方消費税を含含む。) 令和14年11月 円(消費税及び地方消費税を含含む。) 令和14年2月 円(消費税及び地方消費税を含含む。) 令和14年2月 円(消費税及び地方消費税を含含む。) 令和14年2月 円(消費税及び地方消費税を含含む。) 令和14年2月 円(消費税及び地方消費税を含含。) 令和13年度計 円(消費税及び地方消費税を含含。)	令和12年2月月 令和12年2月 令和112年年 令和112年年 令和12年年 令和12年年 令和12年年 令和12年年 令和12年年 令和12年年 令和12年年 令和12年年 令和12年年 令和12年 年 令和12年	######################################	(消消消 (消消消 (消消消消消消消消消消消消消消消消消消消消消消消	費費費費費費費費費	税税税费税税税税税税税税税税税税税税税税税税税税税税税税税税税税税税税税税税税	びびびびびびびびびびびびびびびびびびびびびびびびびびびびびびびびびびびびび	地 地 地 地 地 地 地 地 地 地 地 地 地 地	方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方	(1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)		脱脱の脱脱脱脱脱脱脱脱脱	ををを変ををををををを	含百含百含百含百含百含百含百含百含百含百	せきせ せきせきせきせき	o) o) o) o) o) o)
令和12年度計 0円(うち消費税及び地方消費税の額円) 令和13年4月 円(消費税及び地方消費税を含む。) 令和13年5月 円(消費税及び地方消費税を含む。) 令和13年6月 円(消費税及び地方消費税を含む。) 令和13年7月 円(消費税及び地方消費税を含む。。) 令和13年8月 円(消費税及び地方消費税を含む。。) 令和13年9月 円(消費税及び地方消費税を含む。。) 令和13年10月 円(消費税及び地方消費税を含む。。) 令和13年10月 円(消費税及び地方消費税を含む。。) 令和13年11月 円(消費税及び地方消費税を含さむ。) 令和14年11月 円(消費税及び地方消費税を含含む。) 令和14年2月 円(消費税及び地方消費税を含含む。) 令和14年2月 円(消費税及び地方消費税を含含む。) 令和13年度計 円(消費税及び地方消費税を含含。)	令和 12 年 1 月月月月月月月月月月月月月月月月月月月月月月月月月月月月月月月月月月月月	F. F	(消消消う (消消消う () 消消消消消消消消消消消消消消消消消消消消消消消消消消消消消消消消消消	費費費費費費費費費費	税税税费税税税税税税税税税税税税税及及及及及及及及及及及及及及及及及及及及及及	びびびびびびびびびびびびびびびびびびびびびびびびびびびびびびびびびびびびび	地地地地地地地地地地地地地	方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方	(月)		脱脱の脱脱脱脱脱脱脱脱脱	をを変ををををををををを	含百含百合百合百合百合百合百合百合百合百合百合百合百合百合百合百合百合百合百合	せなせなせなせなせなせ	o) o) o) o) o) o)
令和13年4月 円(消費税及び地方消費税を含む。) 令和13年5月 円(消費税及び地方消費税を含む。) 令和13年6月 円(消費税及び地方消費税を含む。) 令和13年7月 円(消費税及び地方消費税を含む。) 令和13年8月 円(消費税及び地方消費税を含む。。) 令和13年9月 円(消費税及び地方消費税を含む。。) 令和13年10月 円(消費税及び地方消費税を含む。。) 令和13年11月 円(消費税及び地方消費税を含む。。) 令和13年11月 円(消費税及び地方消費税を含む。。) 令和14年2月 円(消費税及び地方消費税を含さむ。) 令和14年2月 円(消費税及び地方消費税を含さむ。) 令和13年度計 円(消費税及び地方消費税の額	令和 12 年年 12 月月月月月月月月月月月月月月月月月月月月月月月月月月月月月月月月月月月月	F. F	(消消消 う 消消	費費費費費費費費費費	税税税費税税税税税税税税税税税税税税及及及及及及及及及及及及及及及及及及及及及	びびび及びびびびびびびびびびびびびびびびびびびびびびびびびびびびびびびびびび	地地地地地地地地地地地地地地	方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方	(1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)		税税の税税税税税税税税税税税	をを質ををををををををを	含日今日今日今日今日今日今日今日今日今日今日今日今日今日	せせむ せむせむせむせむ	o) o) o) o) o) o)
令和13年5月 円(消費税及び地方消費税を含む。) 令和13年6月 円(消費税及び地方消費税を含む。) 令和13年7月 円(消費税及び地方消費税を含む。) 令和13年8月 円(消費税及び地方消費税を含む。) 令和13年9月 円(消費税及び地方消費税を含む。) 令和13年10月 円(消費税及び地方消費税を含さむ。) 令和13年11月 円(消費税及び地方消費税を含含む。) 令和13年12月 円(消費税及び地方消費税を含含む。) 令和14年1月 円(消費税及び地方消費税を含む。。) 令和14年2月 円(消費税及び地方消費税を含む。) 令和14年2月 円(消費税及び地方消費税を含か。) 令和13年度計 円(消費税及び地方消費税を含か。)	令和12 年2 月月月月月月月月月月月月月月月月月月月月月月月月月月月月月月月月月月月月	F. F	(消消消う (消消消う (消消消消消消消消消消消消消消消消消消消消消消消消消消消消消消消消消消消	費費費 15 費 費 費 要 要 要 要 要 要 要	税税税费税税税税税税税税税税税税税税税税税税税及及及及及及及及及及及及及及及及	びびび及びびびびびびびびびびびびびびびびびびびびびびびびびびびびびびびびびび	地地地地地地地地地地地地地地地	方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方			脱脱の脱脱脱脱脱脱脱脱脱脱脱	をを変をををををををををを	含日今日今日今日今日今日今日今日今日今日今日今日今日今日	せせむ せむせむせむせむ	o) o) o) o) o) o) o) o)
令和13年5月 円(消費税及び地方消費税を含む。) 令和13年6月 円(消費税及び地方消費税を含む。) 令和13年7月 円(消費税及び地方消費税を含む。) 令和13年8月 円(消費税及び地方消費税を含む。) 令和13年9月 円(消費税及び地方消費税を含む。) 令和13年10月 円(消費税及び地方消費税を含さむ。) 令和13年11月 円(消費税及び地方消費税を含含む。) 令和13年12月 円(消費税及び地方消費税を含さむ。) 令和14年1月 円(消費税及び地方消費税を含む。。) 令和14年2月 円(消費税及び地方消費税を含む。) 令和13年度計 円(消費税及び地方消費税を含む。)	令 和 12 年 2 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月	### ##################################	(消消消う (消消消う消消消消消消消消消消消消消消消消消消消消消消消消消消消消消消消消	費費費5 費費費費費費費費費	税税税费税税税税税税税税税税税税费及及及及及及及及及及及及及及及及及及及及及及	びびびびびびびびびびびびびびびびびびびびびびびびびびびびびびびびびびびびび	地地地地地地地地地地地地地地地地地地	方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方			脱脱の脱脱脱脱脱脱脱脱脱脱的	ををを質をををををををを変して	今日今日今日今日今日今日今日今日今日今日今日今日今日今日	むむむ むむむむむむむむむむむむむ	o) o) o) o) o) o) o) o)
令和13年8月 円(消費税及び地方消費税を含む。) 令和13年9月 円(消費税及び地方消費税を含む。) 令和13年10月 円(消費税及び地方消費税を含む。) 令和13年11月 円(消費税及び地方消費税を含む。) 令和13年12月 円(消費税及び地方消費税を含む。) 令和14年1月 円(消費税及び地方消費税を含む。) 令和14年2月 円(消費税及び地方消費税を含む。) 令和14年2月 円(消費税及び地方消費税の額 中(消費税及び地方消費税の額 円)	令令令令令令令令令令令令令令令令令令令令令令令令令令令令令令令令令令令令令	### ##################################	(消消消	費費も費費費費費費費費	税税费税税税税税税税税税税税税税税税股股及及及及及及及及及及及及及及及及及及及	び び び び び び び び び び び び び び び び び び び	地地地地地地地地地地地地地地地地地地	方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方	(1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)		脱脱の脱脱脱脱脱脱脱脱脱脱脱的脱	ををを頂をををををををををする	今日今日今日今日今日今日今日今日今日今日今日今日今日今日	むむむ むむむむむむむむむむむむむ	o) o) o) o) o) o) o) o)
令和13年8月 円(消費税及び地方消費税を含む。) 令和13年9月 円(消費税及び地方消費税を含む。) 令和13年10月 円(消費税及び地方消費税を含む。) 令和13年11月 円(消費税及び地方消費税を含む。) 令和13年12月 円(消費税及び地方消費税を含む。) 令和14年1月 円(消費税及び地方消費税を含む。) 令和14年2月 円(消費税及び地方消費税を含む。) 令和14年2月 円(消費税及び地方消費税の額 中(消費税及び地方消費税の額 円)	令令令令令令令令令令令令令令令令令令令令令令令令令令令令令令令令令令令令令	### ##################################	(消消消	費費も費費費費費費費費	税税税费税税税税税税税税税税税税费税及及及及及及及及及及及及及及及及及及及及及	び び び び び び び び び び び び び び び び び び び	地地地地地地地地地地地地地地地地地地地	方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方	(1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)		脱脱の脱脱脱脱脱脱脱脱脱脱脱脱脱脱脱脱脱脱脱脱脱脱脱脱脱脱脱脱脱脱脱脱脱脱脱	ををを頂をををををををををする	今日今日今日今日今日今日今日今日今日今日今日今日今日今日今日	むむむ むむむむむむむむむむむむむ	o) o) o) o) o) o) o) o)
令和13年8月 円(消費税及び地方消費税を含む。) 令和13年9月 円(消費税及び地方消費税を含む。) 令和13年10月 円(消費税及び地方消費税を含む。) 令和13年11月 円(消費税及び地方消費税を含む。) 令和13年12月 円(消費税及び地方消費税を含む。) 令和14年1月 円(消費税及び地方消費税を含む。) 令和14年2月 円(消費税及び地方消費税を含む。) 令和14年2月 円(消費税及び地方消費税の額 中(消費税及び地方消費税の額 円)	令令令令令令令令令令令令令令令令令令令令令令令令令令令令令令令令令令令令令	### ##################################	() () 	費費も費費費費費費費費	税税税费税税税税税税税税税税税税费税及及及及及及及及及及及及及及及及及及及及及	び び び び び び び び び び び び び び び び び び び	地地地地地地地地地地地地地地地地地地地	方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方			脱脱の脱脱脱脱脱脱脱脱脱脱脱脱脱脱脱脱脱脱脱脱脱脱脱脱脱脱脱脱脱脱脱脱脱脱脱	ををを頂ををををををををを重をを	今日今日今日今日今日今日今日今日今日今日今日今日今日今日今日	むむむ むむむむむむむむむむむむむむむむ	o) o) o) o) o) o) o) o)
令和 13 年 9 月 円 (消費税及び地方消費税を含む。) 令和 13 年 10 月 円 (消費税及び地方消費税を含む。) 令和 13 年 11 月 円 (消費税及び地方消費税を含む。) 令和 13 年 12 月 円 (消費税及び地方消費税を含む。) 令和 14 年 1 月 円 (消費税及び地方消費税を含む。) 令和 14 年 2 月 円 (消費税及び地方消費税を含む。) 令和 14 年 2 月 円 (消費税及び地方消費税を含む。)	令令令令令令令令令令令令令令令令令令令令令令令令令令令令令令令令令令令令令	F. P.	() () 	費費方費費費費費費費費費	税税费税税税税税税税税税税税费税费税及及及及及及及及及及及及及及及及及及及及及	び び び び び び び び び び び び び び び び び び び	地地地地地地地地地地地地地地地地地地地	方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方			税税の税税税税税税税税税税税税税税税 の税税税	ををを頂をををををををををするを	今日今日今日今日今日今日今日今日今日今日今日今日今日今日今日	むむむ むむむむむむむむむむむむ むむむ	o) o) o) o) o) o) o) o)
令和 13 年 10 月 円 (消費税及び地方消費税を含む。) 令和 13 年 11 月 円 (消費税及び地方消費税を含む。) 令和 13 年 12 月 円 (消費税及び地方消費税を含む。) 令和 14 年 1 月 円 (消費税及び地方消費税を含む。) 令和 14 年 2 月 円 (消費税及び地方消費税を含む。) 令和 13 年度計 Q円 (うち消費税及び地方消費税の額	令令令令令令令令令令令令令令令令令令令令令令令令令令令令令令令令令令令令令	F. F	() ()	費費方費費費費費費費費費	税税费税税税税税税税税税税税税费税税及及及及及及及及及及及及及及及及及及及及及	び び び び び び び び び び び び び び び び び び び	地地地地地地地地地地地地地地地地地地地地地	方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方	《明·《明·《明·《明·《明·《明·《明·《明·《明·《明·《明·《明·《明·《		税税の税税税税税税税税税税税の税税税税	をを変をををををををををををををを		むむむ むむむむむむむむむむむむ むむむむ	o) o) o) o) o) o) o) o)
令和 13 年 11 月 円 (消費税及び地方消費税を含む。) 令和 13 年 12 月 円 (消費税及び地方消費税を含む。) 令和 14 年 1 月 円 (消費税及び地方消費税を含む。) 令和 14 年 2 月 円 (消費税及び地方消費税を含む。) 令和 13 年度計 0円(うち消費税及び地方消費税の額	令令令令令令令令令令令令令令令令令令令令令令令令令令令令令令令令令令令令令	F. F	(消消消う消消消消消消消消消消消消消消消消消消消消消消消消消消消消消消消消	費費方費費費費費費費費費費	税税费税税税税税税税税税税税税费税税税税税税税及及及及及及及及及及及及及及及及	び び び び び び び び び び び び び び び び び び び	地地地地地地地地地地地地地地地地地地地地地地地地地地地地地地地地地地地地地	方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方	《明·宋明·宋明·宋明·宋明·宋明·宋明·宋明·宋明·宋明·宋明·宋明·宋明·宋明		税税の税税税税税税税税税税税の税税税税税	ををを質をををををををををを変ををををを	今日 <br< td=""><td>むむむ むむむむむむむむむむむむむ むむむむむ</td><td>。)。)。)。)。)。)。)。)。)。)。)。)。)。)。)。)。)。)。)</td></br<>	むむむ むむむむむむむむむむむむむ むむむむむ	。)。)。)。)。)。)。)。)。)。)。)。)。)。)。)。)。)。)。)
令和 13 年 12 月 円 (消費税及び地方消費税を含む。) 令和 14 年 1 月 円 (消費税及び地方消費税を含む。) 令和 14 年 2 月 円 (消費税及び地方消費税を含む。) 令和 13 年度計 0円 (うち消費税及び地方消費税の額	令令令令令令令令令令令令令令令令令令令令令令令令令令令令令令令令令令令令令	### ##################################	() ()	費費費費費費費費費費費費	税税税费税税税税税税税税税税税费费税税税税税税税及及及及及及及及及及及及及及及	び び び び び び び び び び び び び び び び び び び	<u> </u>	方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方	《		税税の税税税税税税税税税税税 で (税税税税税税) で (利利) (利利) (利利) (利利) (利利) (利利) (利利) (ををを頂ををををををををををををををを	<u> </u>	むむむ むむむむむむむむむむむむむ むむむむむむ	。) 。)。) 。) 。) 。) 。) 。)
令和14年1月 円(消費税及び地方消費税を含む。) 令和14年2月 円(消費税及び地方消費税を含む。) 令和13年度計 0円(うち消費税及び地方消費税の額	令令令令令令令令令令令令令令令令令令令令令令令令令令令令令令令令令令令令令	### ##################################	() ()	費費すら費費費費費費費費費費の費費費費費費費	税税税费税税税税税税税税税税税费税税税税税税税税税税税及及及及及及及及及及及及	び び び び び び び び び び び び び び び び び び び	地地地 地 地 地 地 地 地 地 地 地 地 地 地 地 地 地 地 地	方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方	是一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个		税税の税税税税税税税税税税税税税税税税税税税税	ををを頂ををををををををををしてををををを	<u> </u>	むむむ むむむむむむむむむむむむ むむむむむむむ	。) 。)。) 。) 。) 。) 。) 。)
令和14年2月 円(消費税及び地方消費税を含む。) 令和13年度計 0円(うち消費税及び地方消費税の額円)	令令令令令令令令令令令令令令令令令令令令令令令令令令令令令令令令令令令令令	### ##################################	(費費費費費費費費費費費費	税税费税税税税税税税税税税税费税税税税税税税税税税税税税税及及及及及及及及及及	び び び び び び び び び び び び び び び び び び び	<u> </u>	方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方	相写 雨写 雨写 ,		税税の免税税税税税税税税税税税税税税税税税税税税税税	をを変をををををををををを変ををををををを	今日《日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日	むむむ むむむむむむむむむむむむむ むむむむむむむむむ	。) 。)。) 。) 。) 。) 。) 。)
令和14年2月 円(消費税及び地方消費税を含む。) 令和13年度計 0円(うち消費税及び地方消費税の額円)	令令令令令令令令令令令令令令令令令令令令令令令令令令令令令令令令令令令令令	F. F		費費費の費費要要要要要要要要	税税费税税税税税税税税税税税费税税税税税税税税税税税税税税税税税税税及及及及及及	び び び び び び び び び び び び び び び び び び び	<u> </u>	方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方	· 一种专种专用专用专用专用专用专用专用专用专用专用专用专用专用专用专用专用专用专用		税税税の税税税税税税税税税税税税税税税税税税税税税税税税税税税税税	ををを頂をををををををををををををををををををを	<u> </u>		。) 。) 。) 。) 。) 。) 。)
令 和 13 年 度 計0 円 (う ち 消 費 税 及 び 地 方 消 費 税 の 額円)	令令令令令令令令令令令令令令令令令令令令令令令令令令令令令令令令令令令令令	F. P.		費費方費費費費費費費費費費費費費	税税费税税税税税税税税税税税费税税税税税税税税税税税税税税税税税税税税及及及及及及	び び び び び び び び び び び び び び び び び び び	<u> </u>	方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方			税税の税税税税税税税税税税税税税税税税税税税税税税税税税	ををを質をををををををををををををををををををををををををををををををををを	今日《日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日	せせむ せむむせむせむせむせむせむ せむむせむせむせむせむ	。)。)。)。)。)。)。)。)。)。)。)。)。)。)。)。)。)。)。)
合計 0円(うち消費税及び地方消費税の額 円)	令令令令令令令令令令令令令令令令令令令令令令令令令令令令令令令令令令令令令	F. P.		費費方費費費費費費費費費費費費費	税税费税税税税税税税税税税税税费税税税税税税税税税税税税税税税税税税税及及及及及及	び び び び び び び び び び び び び び び び び び び	<u> </u>	方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方			<u>税税の税税税税税税税税税税税税税税税税税税税税税税</u>	ををを質をををををををををををををををををををををををををををををををををを	今日《日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日	せせむ せむむせむせむせむせむせむ せむむせむせむせむせむ	
	12 12 13 15 16 17 17 17 17 17 17 17	F. P.	() ()	費費費,5費要要費費費費要要要費人,費費費費要要要要費	税税费税税税税税税税税税税税税费税税税税税税税税税税税税税税税税税税税及及及及及及	び び び び び び び び び び び び び び び び び び び		方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方方			<u>税税の税税税税税税税税税税税税税税税税税税税税税税</u>	ををを質をををををををををををををををををををををををををををををををををを	今日《日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日	せせむ せむむせむせむせむせむせむ せむむせむせむせむせむ	。)。)。)。)。)。)。)。)。)。)。)。)。)。)。)。〕。〕。〕。〕。

初期導入完了報告書

島根県警察本部長 殿

所在地

会社名

代表者

下記のとおり、作業を完了しましたので報告します。

記

- 1 契約名島根県警察情報ネットワーク (SPWAN) 回線利用契約
- 2 契約年月日令和 年 月 日
- 3 初期導入完了年月日令和 年 月 日

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、個人情報(個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。また特定個人情報(個人番号をその内容に含む個人情報)を含む。)の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(取得の制限)

第3 受注者は、この契約による業務を行うために個人情報を取得するときは、その 業務の目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲内で、適正な方法により 収集しなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第4 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(適正管理)

第5 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のため、アクセス制限の設定、個人情報が記録されている媒体の管理、個人情報を取り扱う区域(以下「取扱区域」という。)の管理、作業従事者の監督・教育その他の必要な措置を講じなければならない。

(責任体制の整備)

第6 受注者は、第5の個人情報の管理に当たっては、作業責任者及び作業従事者を 定め、内部における責任体制を確保しなければならない。

(派遣労働者等の利用時の措置)

- 第7 受注者は、この契約による業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。
- 2 受注者は、この契約による業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。
- 3 受注者は、発注者に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(再委託)

第8 受注者は、発注者が承諾した場合を除き、この契約による業務については自らが行い、第三者(受注者の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。)を含む。)に委託し、又は請け負わせてはなら

ない。

- 2 受注者は、この契約による業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、 業務の着手前に、次の各号に掲げる項目を記載した書面により再委託する旨を発注 者に申請し、その承諾を得なければならない。
 - (1) 再委託の相手方の名称
 - (2) 再委託が必要な理由
 - (3) 再委託を行う業務の内容
 - (4) 再委託の相手方において取り扱う個人情報
 - (5) 再委託の相手方に求める個人情報の安全管理措置の内容
 - (6) 再委託の相手方の監督方法
- 3 再委託を行う場合、受注者は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるものとする。
- 4 受注者は、再委託をする業務における個人情報の適正な取扱いを確保するため、 再委託先に対し適切な管理・監督をするとともに、発注者の求めに応じて、管理・ 監督の状況を発注者に対して適宜報告しなければならない。

(業務従事者への周知)

第9 受注者は、その業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又 は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に必要な事項を周知 させるものとする。

(複写又は複製の禁止)

- 第10 受注者は、この契約による業務を処理するため発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を発注者の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。 (返還、消去及び廃棄)
- 第11 受注者はこの契約による業務を処理するために、発注者から提供を受けた個人情報又は受注者自らが取得した個人情報が記録された資料等は、この契約の完了後又は契約を解除されたときは、発注者の指定した方法により直ちに発注者に返還、消去又は廃棄するものとする。

(定期報告及び緊急時報告)

第12 受注者は、発注者から、個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。

(監査等)

- 第13 発注者は、この契約による業務に係る個人情報の取扱いについて、本契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、受注者及び再委託先に対して、監査、実地検査又は調査(以下「監査等」という。)を行うことができる。受注者及び再委託先は、合理的事由のある場合を除き、監査等に協力しなければならない。
- 2 発注者は、前項の目的を達するため、受注者に対して必要な情報を求め、又はこの契約による業務の処理に関して必要な指示をすることができる。
- 3 第1項及び第2項の規定は、再々委託の場合についても同様とする。 (漏えい等事案が発生した場合の対応)
- 第14 受注者は、この契約による業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生し、又

は発生するおそれのあること(再委託先等の相手方により発生し、又は発生するおそれがある場合を含む。)を知ったときは、その事故の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに発注者に対して、当該事故に関わる個人情報等の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を書面により報告し、発注者の指示に従わなければならない。

- 2 受注者は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、発注者その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時の体制及び連絡手順を定めなければならない。
- 3 発注者は、この契約による業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。 (契約解除)
- 第15 発注者は、受注者が本特記事項に定める義務を履行しない場合又は法令に違反 した場合は、本特記事項に関連する委託業務の全部又は一部を解除することができ る。
- 2 受注者は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、発 注者に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。 (損害賠償)
- 第16 受注者の故意又は過失を問わず、受注者が本特記事項の内容及び法令に違反し、 又は怠ったことにより、発注者に対する損害を発生させた場合は、受注者は、発注 者に対して、その損害を賠償しなければならない。

暴力団排除に係る特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、島根県暴力団排除条例(平成22年島根県条例第49号)の基本理念に 基づき、この特記事項が添付される契約(以下「本契約」という。)及びこの特記 事項を守らなければならない。

(下請等からの排除)

第2 受注者は、本契約に係る業務の下請又は再委託(受注者が直接又は間接に指揮監督を行うべきもので、数次の下請又は再委託を含む。)に暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者(以下「暴力団等」という。)を関与させてはならない。

(契約解除)

第3 発注者は、受注者又は本契約の下請負人が島根県物品調達及び庁舎管理等に係る 暴力団排除措置要綱(平成23年島根県告示第454号)第4条第1項の規定により 入札等排除措置対象者に指定された場合は、本契約を解除するものとする。

(不当介入等への対応)

- 第4 受注者は、本契約の履行に当たって暴力団等から不当介入又は下請等への参入の 不当要求(以下「不当介入等」という。)を受けたときは、発注者に報告するとと もに警察に通報しなければならない。
 - (2) 受注者は、本契約の下請負人が不当介入等を受けたときは、当該下請負人が直ちに警察に通報するとともに受注者に報告するよう指導を行わなければならない。
 - (3) 受注者は、不当介入等を受けたことにより履行遅延等が生じるおそれがある場合は、発注者と協議しなければならない。
 - (4) 不当介入等を受けた受注者又は下請負人が、上記(1)又は(2)の報告及び通報を怠ったと認められるときは、発注者は受注者に対して、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。